壬戌漫録

二

大正十一年三月中旬起筆

大隈長吉

特別
14
1919
343

176611

壬戌漫錄

大正十一年三月十七日記事

北一夫氏ノ所記日本人ノ所載

▲阪本金彌嘗て數萬金を投じて一個の茶器を購ひ天下をして其豪懐に驚かしむ、所謂磐城文琳なるもの是なり、當時縉紳の間私語を爲すものあり、曰く磐城文琳は誠に天下の名器なり只だ持主の比せざるを惜むのみと、金彌傳聞快からざること久し、近者高橋箒庵大正名物帖を著し同好の士に頒たんと欲す、卷中收むるもの所謂舊諸侯舊公卿の名器を始めとし三井三菱其他所謂富豪の珍品奇寶備らざるなく、一冊の價八百金と稱す以て其華美を知るべし、只た卷中磐城文琳を缺くを憾み人をして出帖を乞はしむ、金彌肯かず、箒庵等其故を知らず、益〻乞へば益〻肯かず、既にして箒庵當時の私語を聽き藏主の故を以て天下の名品を逸するに忍びずと爲し陳謝太だ努む、金彌即ち曰く苟くも名品を天下後世に傳へんと欲せば先づ開卷第一頁に掲ぐべしと。

○腸カントンとその居を腸の居結通せざるを云ふ洋方家に治術の亡反三浦宇春漢方醫淺田宗伯の高弟)彼れ数々此の難治の症を醫す、常つも三浦に其の藥劑を問へ曰く猪牙皂莢を用ひ、これ豆科の

38- 9132

粗抵其形猪牙ニ似たるが故ニ此名あり支那ニ産ス
此者味辛鹹ニしてヤゲンニておろす時辛気鼻を
撲つ鼻を擁かざれば堪へず又頗る粘着性を有す
と云れど用ゆれば患者一時痛苦を患部ニ覚ゆれども
光くすり治すと彼れら此患者を去らしく療し得ども
此薬剤とする也、偶ニ猪牙皂莢を記臆する呼び
起しおれバこゝニ記しおく
○余本年一月以降多病を抱えて療養中ニある婦人あり
右婦人保養を勧めしも悠と一応する能はず、右の一策
のことき其の法も思ひものゝ、未だ適当の大
阪ニ於を金を得ち会へも療病の状をみんと思ひ出す
云々するも此者也

東京 宮田製

書状大分たく待侘候ところ本日到来　小説原稿も大体出来
御芳志ニ寄せし御相待居候也二葉之准備出来をしが
ちかごろ小都合気候うるはしく未だ山田より申し越しを
さて御覧すまじく候是非今年は京都ニお越しなされ候の
予て建二ツ製様ノし川ニ堂参り大阪ニ住す大阪の
所付候あるしめ様が拵れ候上様あへ候てもよ
執中せんわれとおもしめ京稿中ニ有之一時ニ一千部
ついでに曲後之しく候
小近著二冊出版
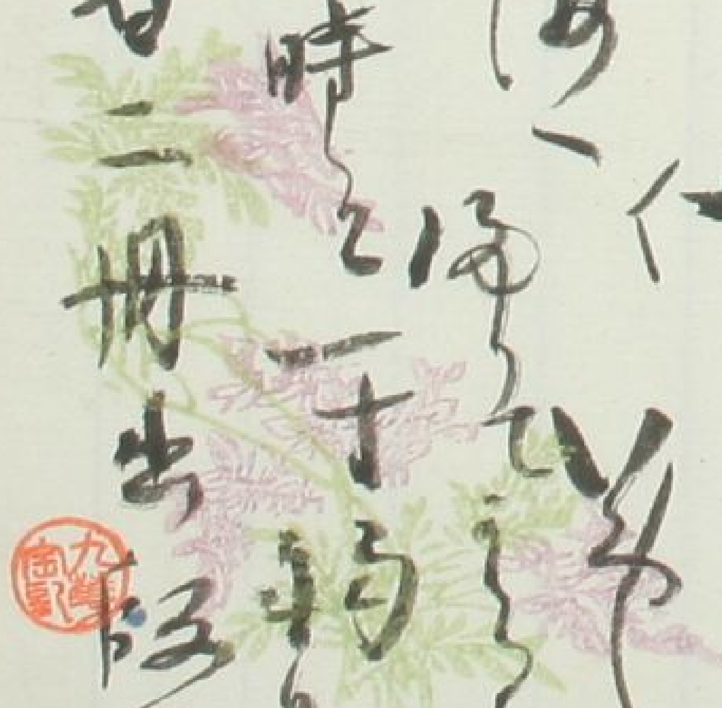

○生殖器崇拝のことを研究しつゝある今度僕に一九
州の果から生殖器に関する玩具を沢山廻り集
した金銀の玩具を贈られたが其目左の如し

一 太宰府 鷽
一 肥後日奈久 雉 大小
一 柳川 同上
一 添田郡英彦八幡 鳩
一 日奈久面かぶり人形
一 高知 起上り女

鷽や鳩や雉子など一見其の刻み方で男根の形
うあらしと存じもあるのが生殖器の意を寓
することが出来るが面かぶり人形や起上り女

笑返し行ずつれゝに宵の遊びに面白き讀み物と存じ候
行もよろしく鈴童と存じ候
時に、宮実にッて「家は宵白、号華峯」とかや
な書家雛新場にッや或は永からぬ謡ものでがんや

南少
白号
兼峯

ま戸新ら見え候

何つのお話しいろいろし少敷示せられ候
時候の変り目と折角お厭ひあそばし度

三月十一日 支遜

春城大兄几下

仙台、福島、三春、

おきく女
起き上り

金作

八幡

東京 宮田製

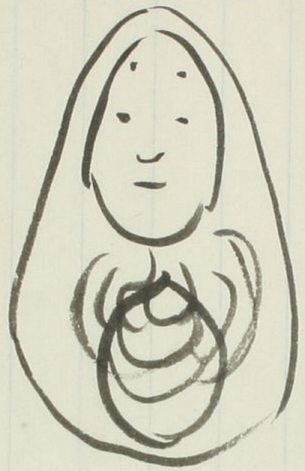

福岡
ハリコ

越後
ハリコ

高岡
起上り

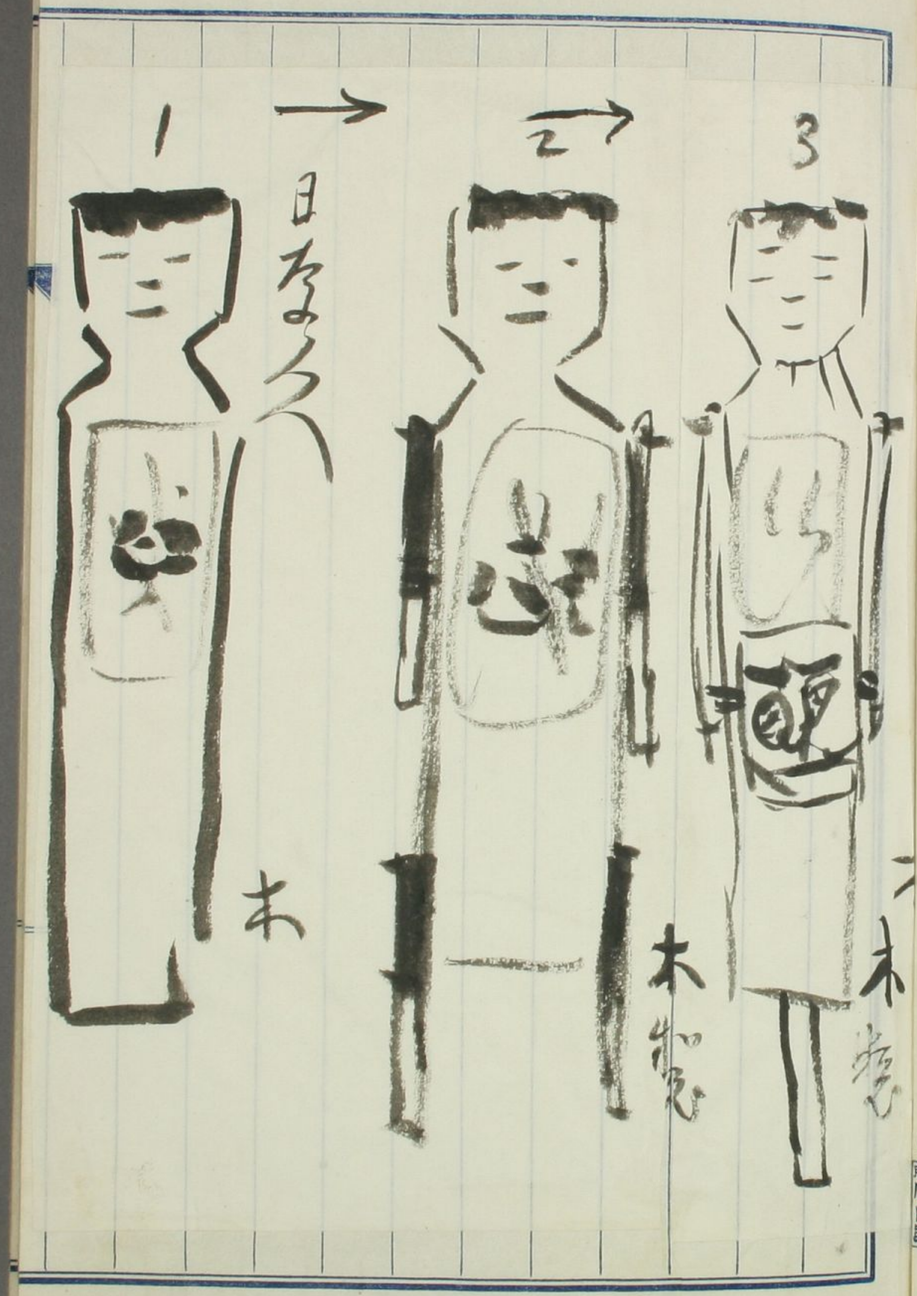

東京 宮田製

てゐるこう、これの「陽」と高低すること勿論で
あつて、奇妙あるかんぢうを秘蔵する白人と形う
迫々と特化して遂に有解の生産とまた
つたのである、又仏丈そなる新造と感じて
迫こ松梅ともかふるもの、ものとなる表面と相
ずえて漸やく解を得たり、者面かう人形こ
就ても図のごとく、原化(1)のごとき全
く陽物を形とうてゐる、これの(2)のめくる特化
して手と足とうつき、そんなづうしてゐる
又る特化した面手と面を附着し、手を
拳んだ面の顔を掩ふ様ゐる、身分
の芸つたのと(3)の形式のものである何人の形

東京宮田製

化う原意を没するやうな刺し面形式

さぬき　ハリコ

潜没意味と右図のごときものでこれを張るべ
ある方法なるもハリコの人形のある方法
面顔を出子、ものとなる
蒙昧なる以上の如き羽前昔風物の本既

のセキレイと猫のある、猫を其形に於て
トも性慾動物生殖器をあらはしてあるセキ
レーの夢殿の家のあるを云ふなり

三月十吉記

○今年八一ヶ月ばかりなるとき繪馬額のとなりあ
る、土佐ひ心つくとよりて幅四寸五分巾二寸五分許の
竹ワクに十二支を印刷し紙を貼付し繪馬
形ヨーロッパのものなるも質朴のものにあらず、
の業形色のあるあり
る一枚を繪とし、能狂を巻物の業もこれを見
婦つを献ずる事に年月やうに姓名やら新年
とを記して奉納するとなり、土佐なるを此の粗末の

東京帝国大学 宮田製

繪馬の掛けてある神社白かるるこあるとこう
○明治文明開化の評論編輯顧問を四年の所の
工業伊東部と分て新潟寺大淵伯爵を合
せ推す事、兼ニ一二前金のるを掛ひ此、
の砂石川千代松とモールスのるをいろく
話しかける石川千代松と自分の知ることを語つた
ことを事あるつの機会開校の際モールス七式と
列して一緒の講演をせつ此其の時面識ありたる
石川ひあつ此其のるの因縁ひモールスを維子
橋邸と大淵氏を訪問したこともあるる、伯爵モールス
う日本陶器の研究に熱心してみるのを喜ばる
いろくの陶器を出してあるんにモールスも

とうく酒よのうの人びあるのむ大根俵を釣り込まれていろく酒肴を進ずるを口をすべらされたるの終に実とうもモールスを思ひんひうけもうく貴重のうを賞らひ賞け、今ひも酒肴をおんのうとうう大根侯を其高の石川に俺の心実を巻るつもりひ出して又ひも望ひも無つたこのツイ……と云て笑いんにうを後つに、東京者の数つの数しおちの身今を御酒とあつも兵今ハさうつに為のるこしルスの式と恢んにことうをも今く初耳のめき感うあるる、北著の流しの唐を巻々う開成今の数を主の酒肴の人モーレーと云人う清酒を巻うに、巻るも雅弟ひ其のうレトリーをウエブスター

東京宮田製

のうレーションを集ひも斯四くやと今高耳を感ふうめしと身合う言ひ出し、あの人も何の為めの日本を来ひのうと巧くと唐を志賀重昂のうたるあるを日本の数言和為を宣しるうるを文部省の聘と応して来ひ人びあるとやき、初めを兵人のるう解つに

北の海道男人名を余の現るをもを提御ひ

ひ二三の事を録をんば、来月十九をを於今を

の百日祭と為をを其頃（三十二日）早稲田の

邸と協会の追悼会を催し候の已前と賞像

を言き之れを報終のりかあるを拙しを海

清波外ニ一人高田を巻ども、於今を記

任の投票を行ひ、余ら候の者）合を以衆
議（前余）の協力を以て成就こと
毎年集録の事と候の紀念を早稲田
信し為人なるを信ずるの
氏陣内市蔵ハ共に公正講演にて
つゆき文化と大隈侯と題して志賀
浩四郎の出演を訪ふる
於名古屋東西文明の協和につき教育
研究会以上と東西文明比較論
稿終に終論を未成に帰りたるを
以て其の後論と擬する法家の論文を載
り之れを講演集と収録する

東京 宮田製

在を余の提唱に係る為上志賀重昂の
思ひつきなれも本年を捨てるものペスティーンの
年号を命ずるなれも世界的国人を招待
の一挙に出あらんとの
を表しなり
為に大隈会長を
後来のことに
厚一番を要す

○南的倶楽部と都下四公倶楽部と
四社を迎る倶のこと
社を繰り中又二三社の

一林下集　　上下合一冊

先の横山内閣の自筆本なり

親切に校合してあり

一米庵百吉　　但草版下 棚又紅山　二冊

初稿本　　先哲遺書に序を載せ

一御方便品心和歌　　二冊

森蓮　　書体を改めて北墨帖に写

按ずるに稿本

一田是美渡鉤十七帖　　一帖

名家芸志の草本に跡をすぐし

一正續四三王外紀　　二冊

舊蔵本を始皇本に架中一部変

[illegible]と及ばざる遠し

一兵庫名所記　　二冊

寶永版　後入

[illegible]田中柳江著　二百五十年前の所産

[illegible]を概述す　余机上に田是美渡鉤帖を見

出して示す　柳江渡鉤に就て実験を語る　先自

鉤勒の時自家の業を出て原意を乱るもの

こ家を然倒して逆を鉤摹まん如めて此意を

発[illegible]ことを得と　如何も一法也　三月十六日記

○板垣正峯事略　[illegible]病死に際し　[illegible]

此[illegible]原田に後せられ　[illegible]追[illegible]可なるの状態[illegible]

今日[illegible]話次、自分も[illegible]思あり[illegible]

り更生道人と称せんとす、五年七月を余す
こと更生の典故を解せしに就て按ずに、更生を菊の
異名なることを知り、これら壽農と名づけたるを
壽宴と改めんと云ふ、壽宴延年は菊の異
名也

○吉田松陰金子重輔等が米艦に投じんとせし事
さいりし事の詳細は松陰の獄にありしもの米人の紀
るる其の状況を知るを得べし去る白内氏三十八年
三月此度名古屋にて印刷せられたる「松陰先生遺
稿」と題し第一巻あり、中に「スポルディング
氏の日本遠征記」并に提督彼理日本遠征記
中松陰の事に関する個所を詳しく文を

東京宮田製

載す、左の如し、原文と対照せんのため
Spalding's "Japan Expedition" 1858
"Perry's Japan Expedition" 1874
あるの記すること、詳略なれども、彼の記事は
実に一読明らかなる興味を感ずるものあり、巻尾に
命ぜられ松陰等の米艦に投じ、吉田寅次郎
と記す、此の書簡の末に寅次郎
あるは吉原也誤りあるべし、此も亦誤
り即ち遠記者の終に注する者を見るべし左の如
譯書中「クワンスチ、マンジロ」(Kwansuch Mandi)
とあるは「クワノウチ、マンジロ」(Kwanouchi

Mandi）の誤うして杉浦先生の変名なり、原文改て其家を選ばんとす為め但江戸滞在せしの頃、先生自ら其の名を称せしなり、右次を、古田家徽章の紋中に　又取り、イサキエージ（Isaki-Yeiji）と是を（原文の誤りなり）因みに、其義は即ち金子重輔の変称なり、金子氏曾て江戸毛利邸に役し深く時勢を感ずるところあり自ら謂て奇策を為さんを欲して而して蕃籬を帶小、吉武八郎右衛門なる者あり、稍を同家に始まるものと決然江戸邸、其姓名を変じて滝木松太郎と称す其先長門国阿武郡滝木人なりを以て而して

家紋の桔梗を蔑ひ蔑れ自ら之を定め、是人今国変名の因るところなり、市木は柿を、柿実は滝を帶めるを取り、公太は松の木を以省セしのみ、

余曾て七つの傳月四（清水の花なるを同）二を結の中に漢文の一節を引用せしめ、是なるものなり、滝木生の為め回向を頼むことを云す、滝木は松陰と先生死なるを、余未れ其の詳を知らず、此の書簡を余の最も親とせしものなる後と一幅と改装し、今為巻々の傳爆の時に到愛金に換へ、家を移すを誤わさるを

三月廿一記

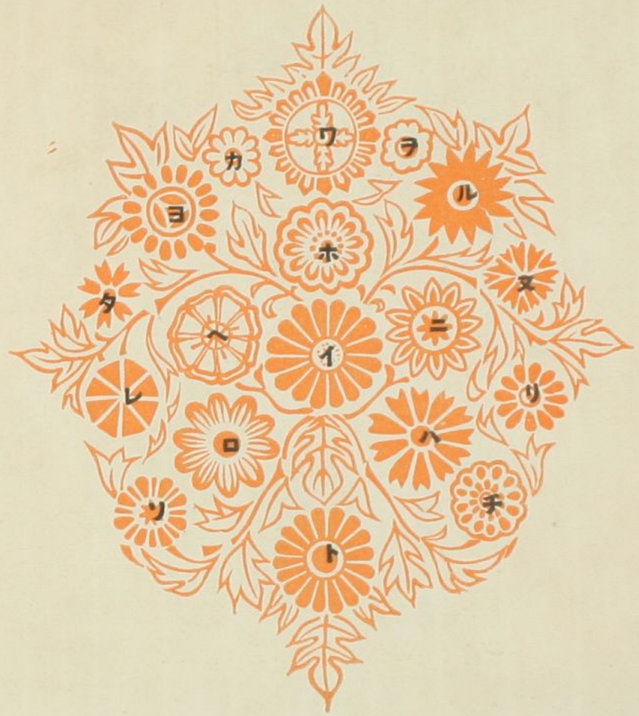

東京帝国大学

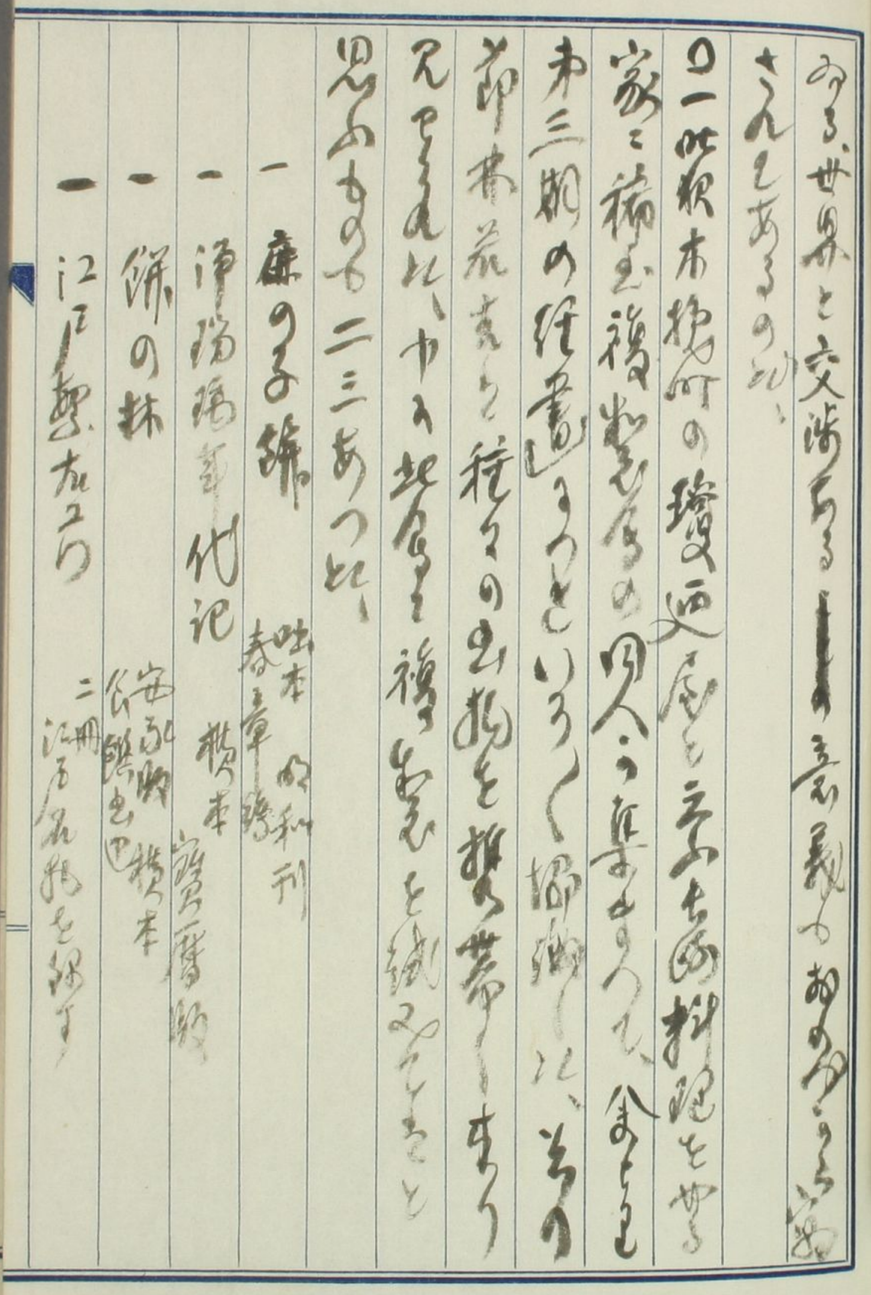

見西

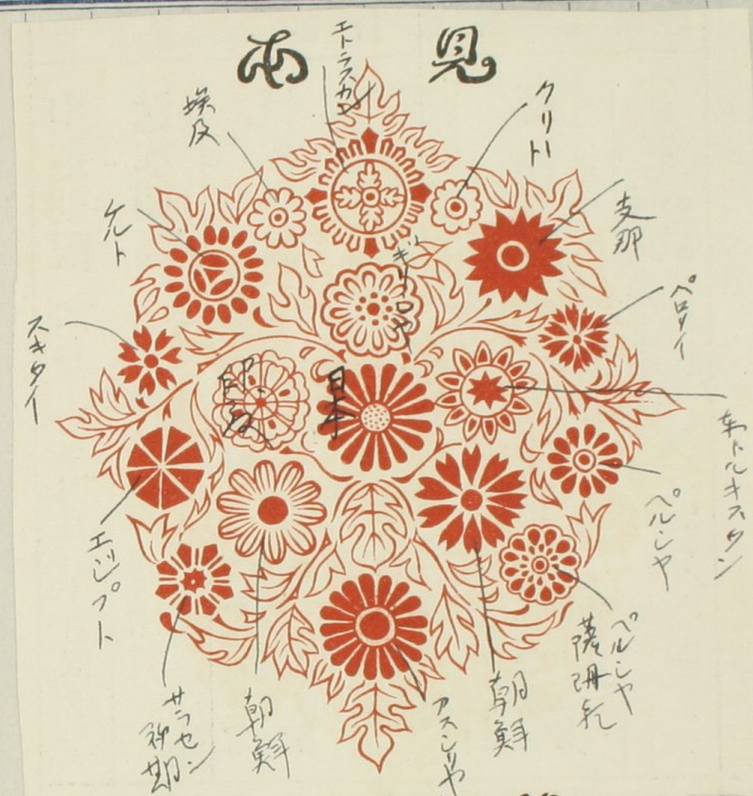

○早稲田ひ[illegible]
出野[illegible]
民の日本[illegible]
代の[illegible]
世界各国の[illegible]
あつ[illegible]
[illegible]
[illegible]
出し作らせ[illegible]
うこんもある日本
う中央[illegible]世
界の文[illegible]

みる世界と交渉する[illegible]高義の[illegible]
さんもあるのに
○一世紀木[illegible]の瓊[illegible]
家と稱[illegible]
木三期の[illegible]
節[illegible]
えもいと[illegible]
思ふもの二三あつ[illegible]

一 廉の子孫　吐本　四和刊
一 [illegible]記　春之章[illegible]
一 俳の林　安[illegible]
一 江戸[illegible]

表紙意匠説明

表紙の意匠は坪内博士の立案に基いて、齋藤五百枝氏が實施したものである。此模様は世界の藝術に現はれた菊花を略、原形の儘で集め、それに業を添へて統一を與へたものである。(イ)は日本の菊花紋を變化したもの、(ロ、ハ)は新羅の古瓦、(ニ)は東トルキスタン(East Turkestan)の發掘品である、(ホ)はギリシヤ(Greece)、(ヘ)は印度、(ト)はアッシリヤ(Assyria)、(チ)は同ササン王朝(Sassanidae)、(リ)はペルシヤ(Persia)、(ヌ)はセルヴィヤ(Servia)、(ル)は支那、(ヲ)はクレタ嶋(Kreta)、(ワ)はエトルリヤ(Etruria)、(カ、レ)は埃及(Egypt)の發掘品、(ヨ)はケルト(Celt)、(タ)はスキチヤ人(Scythians)、(ソ)はサラセン人(Saracens)の殘したもので、雛菊、除蟲菊、野菊など、菊花の種類は樣々あるけれど、要するにいづれも菊屬である。日本の菊花模樣は、一般には蓮花模樣の進化したものであるやうに信じられてゐるけれど、私の考では矢張り元から菊であらう。但し此の中には、若干の蓮花要素、日輪要素も混つてゐるかも知れない。立案者は之によつて「四海同胞」の觀念を象徴し、且つ日本文化の世界的關係を表示しようとせられたものらしい。(S・N)

一 土地著名
一 七十二日
一 外ニ至

一 ことしやみやん

北斗七星の雪景の画、北北陸を過ぎ、越後の新潟に出でて北国の新潟と称する山形県岩船郡と接続し、満潮にのぞみ、新潟の新潟と海岸を隔てあり、高台絶壁大なる

天的版を
名高家の意味を表す
全部式絵書
元文三年
初めて錦絵を描く
の始まりなり也 主教みち

東京 宮田製

版画とえくとうの、自分で版画を描かれる初期也、明人の作額 三四面あり、京阪風をよくも写すなり、雪景の景色なるとまうしことなれども、おのおのおもしろく美くとうを廣重の新筆の絵の下図を多く写すなり 版画美術中の素晴しき傑作なる関根只誠の手彩本の目録を示さこうくくに只誠自筆の表紙本をあまおもしろうさるものなり、朱漆黄江の自筆の浮世絵等多数本ともなるべし、これ等を複製する也の意見数

三月廿四日 目録

○哥仙神田敬宗中村内侍宅にて主人の花千の数を婚の中に

菊花百種　一冊　下　劉蘭斎著

蘭花百種　一冊　上　法華坊著

芍薬花百種の巻紙に芍薬を画しとる図六頁

菖花百種○まつ図しく図六頁あり芍薬花百種の奥はまた元禄七甲戌年洛陽出版書肆氏名刻とあり、菊花百種の奥に附記あり

版式は一丁ほど同じ出版を出しとるまおもかし仮し菖蒲花の方をもつて後の出しとるものらし序も原本を覆刻しとるまもうそ

部人の序文は北斎を今まで菊花百種とせる

物觀のうちの一、一巻に二條家の花記あり

他に本草出嶽鑑一冊を混文化六年刊

まるとそ言云龍の著也多く頗微鈍

下に見る人鑑に言生まる事を図し

漢文の解説を医あを載せ、京都版

也

○拙著大隈侯一言一行三千部印刷に成せしもの

もはや残りすくなくなり出版早大出版部

早大の臨時に四百五十部ばかり梅ひ入れんと

まるなる為し庶し高田の花の仕来を会と

再版を企つることとなれり白北の杜撰のもとに一

ヶ月を既さる再版まで

東京宮田製

[illegible]行くうめなる人を考えうを
見るべし、年版の埼玉を[illegible]見る流れの機
譜やを損しをそのまゝに[illegible]出来面一冊式
紙中[illegible]校正を試みるに[illegible]瑕疵の
多く、ステレヲの象眼もとより[illegible]
[illegible]、つまり十頁十五頁位を全部組うく
[illegible]校の仕来[illegible]小説も人の義の
つゝあ部[illegible]か若者[illegible]其[illegible]
[illegible]、[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
り若さ迄の遠り果てし
の八種画譜敢も稀覯の[illegible]但し巻

三月廿四日記

東京 岡田製

[illegible]本校[illegible]稀[illegible]先頃一新市街を現[illegible]都に
[illegible]書商[illegible]を[illegible]
の人[illegible]ころ用を出し[illegible]
前の出[illegible]用し[illegible]二枚の義[illegible]
價九十四[illegible]廉[illegible]
[illegible]八[illegible]
[illegible]版式[illegible]
[illegible]の[illegible]年[illegible]
[illegible]本[illegible]
一時漢画[illegible]
[illegible]早[illegible]布[illegible]
[illegible]本[illegible]
[illegible]

三月廿四日記

○石川蘭八氏より書を贈る（三月廿九日）

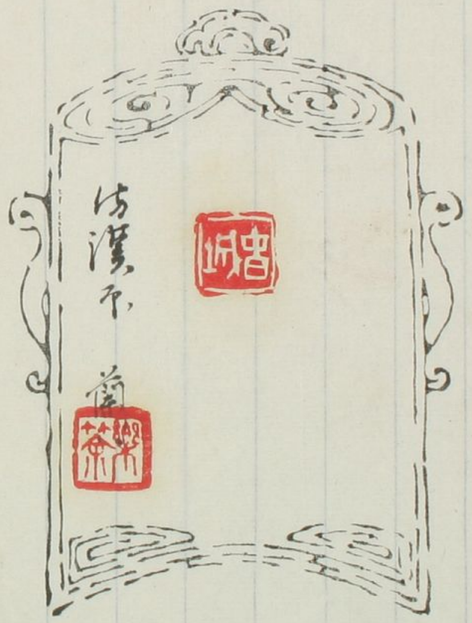

○三月九日　本日第二十の回出を將ふ所左の如し

一　南宋論稿　仙石本　二
一　管子四巻　高山本　五
一　晴雨四季新語　大宮本　五
一　三奇一稿　木版本　一
一　紫山叢稿
一　北南宋論稿　仙石本を金の久しく藏する所なりしに文化年間仙石政和の上梓に係る、考異十五枚を載せ尾に附す、巻首に大義論無の序あり、末尾に仙石政和の跋あり、跋文の中に云く

古本論語泉南南宋寺所藏版本家藏
故渋柿居士泉南所得也筆畫之
古拙初唐人手録也其傳世版法原宣
賀所附細川侯高附南宋也蓋法
原為是邦諸士家之一族称舟橋北也
在何日無集解之題有唐而無解南
時上木之由在法原跋語中曰四家皆以某的
本以付其板之則法原附河佐井也以家
藏之本河佐井也以上本者也然云附也
者河佐井也不受刻即今南宋
不載者以附之乎抑河佐井也不刻
集解全文而附之此南刻集解改

東京宮田製

刻以附南宋乎且法原本附河佐井
歟今河本乎不可得而知也云云
南宋寺の上梓本始日酌て之を北條氏
知りて居て稀覯と唐す
三寺一覧八伊藤東涯勝聚の諸を録すること
弘化四年云版章完刻本法字を以て上版
せらる、巻尾に「錦林王府法宝印記」と
り、朱法宝の一標本と為すを得し
古版四章の相違無当なりと雖也罪子蓋法
の蓋を以て六長稀と唐架中に写ること是
（三月三十日記）

○石川侯高卿國の画家也乎其の南宋の画

を考ひ架中二三の帳を見るに偽と思はれ
らしきものあり、金書殿に前妻聖號を称
す、誠に理に拘らざる六一種の味あり、各類を
捨てまた七十五支信天翁隨とあり其時の
たることなるべし、西方往生伝あり、妙行大
士帳寄り路とまたまた生伝偽書聖母
こと遠ふ五戒の千支と高麗こんをも金を掲げた
六日一無とうあべき類乃ち婚ひ入る四月一の永
口時和尚者の道の記五六種を得たるなり西年
稲荷神祇の御うけ者の記あり伊勢太神を祈
まるの記あり、北の記を四つを國しとなる数注の
連りの春新者の数のさはしきことあり一の四

東京 宮田製

前人以上に上りたる日あり七月廿四百二千八百人
此月十日と廿二日出の舟と共に附記す、此時たる
更なる家許の数を増すべし、更なる四月八日
八月九日の参詣人数を約二百七百七千四百五十
人とあり、これを高山舟添すると数、なるべしとある
百き記録を引き表作まるあり
し他に一奉庚子道紀記八百白柏子
武女の紀りあり其海の春版あ
り、表あり新吉原の道あり表を表の記と云
（しう尾張侯に年貢 河春殿とあり
又々湯島馬道と信あり 叫医の鈴木金左衛
也 的知元年戌丁、記を高保五年のこと

[illegible]

○大成江戸鑑 今冊四卷元禄十六年刊すれども不分明の書也 大本武鑑うつし絵も挿入せり、俗書の部に林信篤人見友元[illegible]神道方の部に吉河惟足[illegible]

同方に北村季吟[illegible]の印し（今大鑑者）に、巻[illegible]

あり 是見る、此書三冊目之頃[illegible]出る節價廿五

匁と標榜し[illegible]、[illegible]本と[illegible]

價三十匁用也

五年友人の家にて、黄公の図像に数しかれ

也 此古筆を示さる

四月二日

[illegible]

家多美の主芝[illegible]屈生不次抑殺蘇氏棹[illegible]

生[illegible]槐[illegible]邦真美[illegible]

田[illegible]三辞而不往或源[illegible]

家機[illegible]人玉[illegible]

注思[illegible]風雷[illegible]

[illegible]神[illegible]列[illegible]次[illegible]

秋[illegible]

（大日本文明協會製）

○明治の初年に佐藤[illegible]数業上申を創り初めて
[illegible]湖海に[illegible]す 辞歌
の格遺云いん[illegible]
る[illegible]明治の事業に乗[illegible]る[illegible]千九百人[illegible]
合[illegible]入[illegible]十九[illegible]人[illegible]湖海[illegible]
も入[illegible]数[illegible]その[illegible]海の[illegible]
二戦を海の

四月三日録

[illegible]年中行[illegible] 四冊
[illegible]保[illegible]本[illegible]
[illegible]稿[illegible]
[illegible]錦[illegible] 二冊
[illegible]四年[illegible]

[illegible]本[illegible]上冊
大[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

百菊譜 二冊

[illegible]年 京都[illegible]上[illegible]
一菊[illegible]菊の[illegible]
[illegible]
[illegible]

常盤博士支那佛教史蹟踏査報告會

展覽拓本目錄ノ一

（東京帝國大學文學部 財團法人啓明會合同主催）

二二 達磨大師碑（表）河南嵩山中、少室山中、五乳峰下 元至正七年、歐陽玄撰
二三 同碑（裏）
二四 唐太宗教書碑（表）開元十六年立、御書并裴漼文
二五 同碑（裏）唐文皇帝賜少林寺栢谷塢莊御書碑記
二六 第十五代息菴禪師行實碑 元至元元年、日本但州正法禪寺邵元撰
二七 曹洞宗第二十六代道公碑（少林寺ガ曹洞宗タルノ證）明萬暦二十七年、董其昌撰并書
二八 初祖菴重修面壁菴記 金興定六年、李屏山撰
二九 同 新修雪庭西舍記 金興定六年、李屏山撰
三〇 大唐東都敬愛寺故臨壇大德法玩禪師塔銘 少林寺墳墓中ニアリ 貞元七年
三一 二祖菴重修二祖菴記 明萬暦三年、揚世卿記
三二 同 壁碑

八 南臺寺日本僧貽藏經記 湖南南岳 清宣統三年
九 岳麓書院學規 湖南長沙 清乾隆戊申
一〇 同 學箴九首 清乾隆二十九年
一一 重修石鼓書院碑記 湖南衡州 清嘉慶二十一年、福順撰
一二 石鼓書院學規 清同治七年
一三 重修平山堂記 江蘇揚州
一四 乾元觀碑 江蘇句容蘇茅山 明萬曆四十四年
一五 靈巖山圖 江蘇蘇州城西

一休和鏡　一冊
假名交字を以て印行す、汲古閣文庫の花紀あり、一跡なし
静斎の筆　二冊
尾張二州の書本を寫して流布
本は一世余に架中既に三種あり、これを合すれは四種となる

（東京帝國大學文學部　財團法人啓明會合同主催）

圖書館

一　金剛般若經　泰山經石峪、九百五十一字ノ中本館陳列徂徠山魏王子楷筆般若經ト同筆ナラン

畫　像　石（參考）

二　武梁祠ノ一　山東嘉祥縣漢代——碑、祥瑞圖、石闕、壁刻

三　同ノ二——左石室

四　同ノ三——前石室

五　同ノ三——後石室

六　孝堂山ノ一　山東長清縣漢代

七　濟南金石保存所ノ一　漢代

八　同ノ二

九　同ノ三

一〇　兩城山　山東長清縣漢代

一一　汶上新出　山東漢代

一二　君車　漢代

一三　石闕　漢代

一四　晉陽山　山東嘉祥縣漢代

一五　孝堂山ノ二

一六　濼口新出　山東漢代

一七　朱郁墓　山東金鄉縣

龍　門

一八　賓陽洞　河南洛陽北魏　內壁右方　國王進香行列

一九　同　內壁左方　后妃進香行列

二〇　伊闕佛龕銘　潛溪寺磨崖　唐褚遂良筆

二一　菩薩像　賓陽洞內壁　北魏

嵩山少林寺

二二　達磨大師碑（表）　河南嵩山中、少室山中、五乳峰下　元至正七年、歐陽玄撰

二三　同碑（裏）

二四　唐太宗教書碑（表）　開元十六年立、御書并裴漼文

二五　同碑（裏）　唐文皇帝賜少林寺栢谷塢莊御書碑記

二六　第十五代息菴禪師行實碑　元至元元年、日本但州正法禪寺邵元撰

二七　曹洞宗第二十六代道公碑（少林寺ガ曹洞宗タルノ證）　明萬曆二十七年、董其昌撰并書

二八　初祖菴重修面壁菴記　金興定六年、李屏山撰

二九　同　新修雪庭西舍記　金興定六年、李屏山撰

三〇　大唐東都敬愛寺故臨壇大德法玩禪師塔銘　少林寺墳墓中ニアリ　貞元七年

三一　二祖菴重修二祖菴記　明萬曆三年、揚世卿記

三二　同　壁碑

三三　初祖菴正面石柱彫刻　宋代二枚

三四　初祖菴壁脚石刻　宋代二枚

三五　勅賜祖庭少林釋氏源流五家宗派世譜　清嘉慶七年、彼岸海寬撰（洞山以後曹洞宗法系ガ綿々トシテ少林寺ニ傳ハレルヲ明記ス）

三六　紀泰山銘　泰山頂上東岳廟後　唐玄宗皇帝御製（參考）

本館教員室（番外）

一　徂徠山礜石峪贍田碑記　清康熙甲午、趙開麟撰

二　六逸堂重修碑記　明弘治元年

三　添建舫室亭廊記　河南歸德府文雅臺　清道光二十二年

四　老子昇仙臺記　河南鹿邑縣　清道光十八年

五　八神仙清天歌

六　壁刻二枚　明萬曆乙酉、南太和書

七　續修太清宮記　河南鹿邑縣　金明昌二年

八　南臺寺日本僧贈藏經記　湖南南岳　清宣統三年

九　岳麓書院學規　湖南長沙　清乾隆戊申

一〇　同　學箴九首　清乾隆二十九年

一一　重修石鼓書院碑記　湖南衡州　清嘉慶二十一年、福順撰

一二　石鼓書院學規　清同治七年

一三　重修平山堂記　江蘇揚州

一四　乾元觀碑　江蘇句容縣茅山　明萬曆四十四年

一五　靈巖山圖　江蘇蘇州城西

一休和尚

張乃昇法師の印行す、河

内国文庫の蔵版なり

一冊

六二　唐文林禅師道碑景龍三年、陸長源撰

六三　隋靈裕法師傳碑靈裕塔内宋崇聖年間

六四　重建寶山靈泉禪寺並觀音閣碑記明弘治七年

六五　麓山寺碑湖南長沙府岳麓書院内唐天寶十八年、李邕撰

六六　彌勒下生石像魏正光六年

六七　同　像複製

祖　徠　山

六八　映佛巖般若經山東光化寺南魏武定元年、冠軍將軍梁父縣令王子椿筆

六九　同　經複製二種（二種共ニ前掲眞拓ニ異リ而モ亦二種互ニ相異ル）

七〇　重修光化禪寺之記

南　京　棲　霞　寺

七一　石塔釋迦八相昨年夏季、像ノ顔面諸所ノ破壞セラレタルヲ前面ノ寫眞ニ對照シテ熟覽セラレタシ

七二　明徵君碑唐高宗皇帝御製

九五　奏氏造像北魏時代

九六　賈智淵等造像山東青州衙門内魏正光六年

九七　千佛像山東青州六朝

九八　涅槃經山東鋸野縣石佛寺六朝

九九　意瑗法義造佛國之碑魏武定年間

一〇〇　官妃造像天津氏姚氏藏隋開皇九年

一〇一　舍利塔銘河南潘庫隋仁壽二年

一〇二　觀無量壽經直隸唐山縣魏正信造　三枚

一〇三　比丘僧隱等造像河南武涉縣

一〇四　禪師慧訓邑師慧剛等造像河南汲縣魏永熙二年

一〇五　馬鳴寺故根法師碑山東樂安大王廟魏正光四年

一〇六　般若經山東濟寧水牛山六朝

一〇七　慧雙造像河南登封魏永安三年

一〇八　佛道二尊像四川省衙門内北周

本館

三七　孫寶憘造像 濟南金石保存所 魏神龜元年

泰山神通寺

三八　祖師興公菩薩道德碑 山東泰陰 元至治二年、刑天祐撰

三九　同碑（裏）宗派分行之圖

四〇　龍虎塔內佛像 神通寺 唐代 二枚（倚像南方 坐像西方）

神禹碑（參考）

四一　一、河南歸德府衙門內 元代造

四二　二、南京棲霞寺天開巖右 明代造 六枚

四三　八關齋報德記 河南歸德府南門外開元寺址 唐顏眞卿筆 四枚

趙州栢林寺

四四　趙州和尚從諗像 直隸省趙州 二枚

四五　光祖眞際禪師靈塔記 明成化十六年臨濟二十四世慧杲撰

四六　重修眞際禪師塔碑 明嘉靖十八年眞定元峰撰

四七　月溪禪師碑 元延祐三年王思廉撰

四八　成吉思皇帝聖旨碑

泰山靈巖寺

四九　靈巖寺碑 山東泰陰靈巖寺魯般洞內 唐天寶元年、李邕撰

五〇　曹洞宗方山休堂聯道行碑（靈巖寺ガ曹洞宗タルノ證）大明洪武五年、桂巖洪證撰

五一　上奏斷定田園記碑 金明昌五年

五二　大元國師法旨碑

五三　大雄殿前石柱彫刻

五四　辟支塔建造者列名一部 宋慶曆年間

五五　同　列名石額周緣彫刻

寶山靈泉寺

五六　大留聖窟三尊 河南彰德府西 魏武定元年、道憑造

五七　大住聖窟外壁彫刻 隋開皇九年造

五八　同　窟內三尊中、中尊釋迦如來

五九　同　窟內壁彫刻 隋開皇九年造

六〇　同　窟內三尊中、西方阿彌陀如來

六一　同　窟內三十五佛ノ中

六二　唐玄林禪師神道碑 玄林塔前 景龍三年、陸長源撰

六三　隋靈裕法師傳碑 靈裕塔內 宋崇聖年間

六四　重建寶山靈泉禪寺並觀音閣碑記 明弘治七年

六五　麓山寺碑 湖南長沙府岳麓書院內 唐天寶十八年、李邕撰

六六　彌勒下生石像 魏正光六年

六七　同　像複製

徂徠山

六八　映佛巖般若經 山東光化寺南 魏武定元年、冠軍將軍梁父縣令王子椿筆

六九　同　經複製二種（二種共ニ前掲眞拓ニ異リ而モ亦二種互ニ相異ル）

七〇　重修光化禪寺之記

南京棲霞寺

七一　石塔釋迦八相（昨年夏季、像ノ顏面諸所ノ破壞セラレタルヲ前面ノ寫眞ニ對照シテ熟覽セラレタシ）

七二　明徵君碑 唐高宗皇帝御製

七三　龍門老君洞

內壁 東面一部 河南洛陽 北魏時代

七四　內壁 西面一部

七五　洛陽龍門圖

七六　比丘尼曇會等造像 魏大平三年

七七　龍門三小品

七八　宋陳摶筆 清代石刻

嵩陽

七九　碑樓寺內劉碑 河南嵩陽洞頭 北齊時代（表）

同　碑（裏）（中央ニ挿メル天聖四年丙寅ノ年號ハ臺石ノ刻文中ニアルモノ）

同　碑（橫）

八〇　洪寶造像 少林寺 魏天平二年 二枚（表裏）

八一　董洪達造像 少林寺 齊武平元年 二枚（表裏）

八二　永泰寺碑 唐天寶十一年

八三　嵩陽寺碑 會善寺戒壇院址 北齊時代（表）

同　碑（裏）

同　碑（橫）

八四　崇福宮修建碑 元至正壬午、東平止敬撰（全眞改ニ言及ス）

八五　大元崇福宮瓶建三清殿記

八六　（參考）北京白雲觀七眞道行碑

八七　（參考）同長春眞人道行記

八八　嵩高靈廟碑 北魏（中ニ冠謙之ノ名見ユ）

八九　會善戒壇佛祖宗派之圖 明嘉靖戊午

九〇　會善寺勅戒壇記（表）唐貞觀十一年、陸長源撰

九一　同　碑（裏）

九二　會善寺淨藏禪師身塔銘 唐天寶五年

戒壇院威公山主塔銘 金大定二十五年

九三　會善寺戒壇院阿彌陀佛塔像 臨壇大德奉密造

同　銘

九四　嵩陽觀紀聖德感應碑 唐天寶三年、林甫上、徐浩書

參考

九五　秦氏造像 山東濰縣陳氏藏 北魏時代

九六　賈智淵等造像 山東青州衙門內 魏正光六年

九七　千佛像 山東青州 六朝

九八　涅槃經 山東鄒縣石佛寺 六朝

九九　意瑗法義造佛國之碑 魏武定年間

一〇〇　官妃造像 天津氏姚氏藏 隋開皇九年

一〇一　舍利塔銘 河南潘庫 隋仁壽二年

一〇二　觀無量壽經 直隸唐山縣 紀正信造 三枚

一〇三　比丘僧隱等造像 河南武涉縣

一〇四　禪師慧訓邑師慧剛等造像 河南汲縣 魏永熙二年

一〇五　馬鳴寺故根法師碑 山東樂安大王廟 魏正光四年

一〇六　般若經 山東濟寧水牛山 六朝

一〇七　慧雙造像 河南登封 魏永安三年

一〇八　佛道二尊像 四川省衙門內 北周

一休和尚錄　一冊

[illegible]流家を以て印行す、[illegible]
[illegible]文庫の[illegible]

の四月吉日帝國大學に於て別の抵本を獲る共の目
錄右に收むることとし、改啓の今の始末を以て
帝國大學（文科の博士）の支那に渡り勢を求め
[illegible]（[illegible]）漢[illegible]
[illegible]
[illegible]
山田正年と同僚の[illegible]、[illegible]八一
[illegible]田編し天和自序に[illegible]
受[illegible]
疾患、誤診と[illegible]
[illegible]

すべきものとし、三人の更生一番と謂ふ
五年の八一せこ酒を飲まず、余正番を新
うる霊を崇げ、高上五年と正番を信徒
人として公生と印論を開ハず、
北の西蔵栗城私宅に共の良こと境集ちる
少土書書百数十数を海列し、四人を抜き
又もしも、栗城を高の改味を
集めるも又さきものの者このこと徒に廃
品を雑ぬ、花一粒を拾きること未比倫
ハるものを英集ちは乃ち可ちん
花中一四を刻き世事を
高六四年の二時也

明治四十年四月創立

	創立翌年	大正六年十周年	大正十年十五年
資本金	一二五〇〇〇	一八〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇
収入金	一二四六三	三五八一五八	一〇四一五二
支出高	一一七一五六	二三一五七六	八九八七九七六
従業員	二二三	三五四	五八〇
ロール御機	一二	三一	三六
		熊平機械 三四	熊平機械 六〇
		二六	三〇
		二七	二六
		六	三〇
		二九	五〇

日清印刷合資社事業進展一覧

○明十四日活印刷會社の創立十五周年の紀念式を行ふにつき盛大なる十周年紀念の際の社業の狀況と今日を數字を以て對照せるの表の如し、即ち資本金に於て十周年の際創立以來年々増加し土割増ありしもの今は四十割増、收入金先づ二八割増ありしもの今八五増、支出金先づ二七割増ありしもの今は七十六割増ありし從業員先づ六割増ありしもの今は二十六割増、ロール印刷高先づ二十六割増ありしもの今は三十一割増ありし、尚能率と手先に換算するときは先づ二九割増は三十四割増に當り、今の五の割増は六の割増に當るべしと云ふ

文云
玉禪室
石印
無款

是し山本梅逸の遺印也 無款なれ共
林谷ノ刀ナルニ似タリ 大正十一年四月
十三日 田中柳江所贈也 余カ名家
印集中亦一ツ加フ

○四本堂印譜四冊一帙陳森年の輯する所、乾隆名
手の刻略を備へ、巻首に吳敬興の説印一篇
を載す、印学に神益多し、北也中井敬所の印譜
考略に收む、書肆印譜の價を定むるに、考略
に倣ふことを云ふ、北也の北斗
價甚だ廉なるべし、然れども六妙印譜なるを失はさ
るべし、

四月十三日記

○大隈侯の傳を編まんとす先づ我輩を内に様ら
人を御(遣)はす有り大隈邸を訪ふに未だ人の許
を得ず中野禮四郎と共に山積の古簡数を
捨し、二百通位を展読し差干の我輩を得
べし、但し全部を捨てず数月を要す

すも尚ほ足らざる、しし、大体古家の古簡のあるさ
の所にあること交渉すること書簡の常例なり、番
簡に出でざる人の古簡或十通を後に一七得
る所なりきを北次山に出でざるの古簡を六
十通を捨して何に得さるし　此き丈一冷也
仍て捨選の方針を定め先づ番簡とあり
二十数名の古簡を集め元祖なるこ
と、なり、右の方針にて有るこ且つ関係
ある家人名左の如し

三條　家長　木戸　孝允(孝允)　陸奥
大久保　福岡　孝弟(梓)　黒田(清隆)
但し三条公の古簡を得ること多く関係を

数の多

意味を異にすること三條実
家と大久保と大隈期待
を異にしたが、数千万の
人々は二百万人に
対し、條公の主張
あり換言すれば一致する
に関し多くは限侯と意見を
求めるものとし、学ぶべき自説を吐露せる此人の
性格と見るべし、大久保は洋の東西を問はず
限侯政府を防りしことを條公は限侯に
信頼せしことを各々の主張に就て明白なり、井上
いつも熱心に駁論し條公

手古ずりいつも限侯と意見を異にすること二三度の
出来事と見れば、條公はいつまでも無手に
もそれほど位のるに過ぎず自分は其人の又
此人の性格とみるべき動、未だ限侯に強く
動かすと見しくらべの両者は国家の重
大なるを標榜すること云ふを
貶し若くは限侯の主張を
の洋の前者は主張して
を非難したるは
ともあり、雅楽頭の
の西北方、関八州前
説を貶するのもあり、

微兵論限侯の提案

[illegible]の侯爵とならんを得(し)今津や豊後
を名義[illegible]洋りもしくしを論じ
出しあり、家柄の高家を為の地位に至るさ
の件即藩上不利とならこと論ずるの物あり、
徒を訴訟を為し書状の表もれて大久保侯
鬼怒」と署するあり、或を自家の名を識而
[illegible]署するもあり、外面[illegible]弥市として
田舎に住しとる面を長さ三尺許の紙七八
枚に渉るもの内政のこと関し
一も親光の賛福に渉[illegible]の面目
[illegible]侯を[illegible]
[illegible]尊[illegible]木戸[illegible]
[illegible]信頼しみること尊(尚)微し得べきも

大久保の面[illegible]格お[illegible]土佐の
講義を[illegible]相[illegible]保留
しつるの[illegible]
[illegible]もの也、洋り[illegible]
を[illegible]
[illegible]福[illegible]論[illegible]面[illegible]の[illegible]
味あり、文体を例の言文一致[illegible]の[illegible]
[illegible]、性に[illegible]論[illegible]
[illegible]十万円[illegible]
物[illegible]上[illegible]千の額[illegible]
を提出しとるを、ケチくさ云ハさず買ハ古よ
福[illegible]流の業[illegible]
[illegible]

との元引に正貨を異にするを以て内地人
に紙幣を渡すは法の定めに違ひ動もすれば
正貨と異なることを利用し、その位置をかへ
ることを企のたるを防ぐ為めに
出来もすべし、正金銀行は資本金三百萬
円を設けるの額にて、その内百萬円は
額面とし其の必要と方法を定めて
海外に地方の見積を見るに、又移家の用つ
人のなすべき業を外国に設置するを
とを以て出張用の資金を以
て設けるとの事にて二十五萬
円の資金を政府より得んことを願ひ

ならびに我邦の政策を
なす、元寄文庫を設けしは文化を
もとす、黒田清隆の出張を新聞紙
一面に掲げ政治危機一髪の際に
なりしは九月廿三日午後七時廿五分
に出し内答を陛下より
九条に報ずることなりやの新聞出ると報
しあり、最も重要の出張
出張数中の内有力なる人物
掛冠に関し、
する人物を経営文書
数し当局侯の面目を

の好もあれば各国諸侯の交の善きを現の得ら
る、北の抵冠の時の如き抵冠の後を早稲田
に開店せんとの事を聞(かんとす)
ありて、侯の激怒蒲田潟者の乗する所となるを
氣毒ひ[illegible]ものおのつから其間のめきあり、
他の西洋澳国諸侯に関するものあり、
特に重要なるは佛仏者
庇経の事なり、各侯をして高を与へ
間まで特さの為うつある改変に立会し侯田と共
に進退すべしと拒ひ行文書を割切せ
他に養子とすべき文書荒千あり

一 片山傳七(こんを錦浦家の御側用人也)の大

限ハ大の一を大限侯の制度侯に対する
の義味を吹聴しなる結果湖北文城を
思ひ立ち、大限に肉と料理人を差出す
しと君主に伺ふる由なる十二月末旨附
也其後度のものの
一 雑子格郎を差印する海の浦一通(賞
受人を海岸業一通、高田人に差印する
を得す海岸ハ御人に代りなること如此
に[illegible]ものう、

地保ハ 五千六百五十八坪
北侯 五万五千五百四
千村 二千四

明治二十年二月十日至二両
買内ゝ金部代金拝領・約
定也

一明治三年二千両の金を岩倉大納言具
視ニ貸ス也と云ふ事
松山文仙　松井青吉
東の名を定名
御金向中と云ふ
御金向中とハ金を御中と云ふ
大阪の名を書セしめ、未之人ゝ間
へハ市家ゝも貸し与也と云ふ、証書中
ニ海江と絵米受印の五印と云ふ、而
て北の海辺の大阪家ニ在て之を終ニ五印と
及ハさるものゝ

一前田四人し海辺ニ至ニこの事を浮説二千
枚とあり浮りし藩侯へ与ふ事を覚
こんも二五印と及ハさるしゝ

一新谷ニ大阪侯の国事ニ尽
セしを感賞セ金三百両恩賜
の辺面ニ三條侯公勅を奉して奉ル
二百ゝ折ニ長文の書ニ認めしもの
也

一條約改正ニ関する報答ニ新一来、北内物ニ
注意セしより外人ハウスが国別論判を

東京田製

初めて出色、日本文学に外国文化こあり
未だ特殊の歴史あるを以て記録に存するもの、反歌を
以上を唯記録に存するを以て記録するのみ、反歌を
数時とまつし、殊に一切花鳥千の古詩を英集
十年ほどの勇者、没所しなる人のうち、老侯不義
の古詩を閲することと俗人の解（得さる一種）
の真味を学ぶ、維新前時の英傑の出詩を閲
したることなく、内治十年、涙と身を顧みず
感ものしたること、古今の事、時代のうを追懐せ
さる能わず、六方侯こ女の回像を閲すると俗俗
もちろんを偽らず侍し、輪くこ感ぬき感
あり、夏目をもくの出詩こ回をさらし、なをも斯

く大観模の出詩こ接することあり、実こうら
出詩の海こ小艇を漕ぎ、恵ある北の
大観模なる海を捜すあるべし
金も未だ出詩を謂ふ可き、傳記編纂
の術こ乏しく、加ふるに任務こ高くこと
学多くして長七実を金の幸也（四月十吉記）
○坊間こ延寿八年刊扶桑名勝詩集四冊を購
ふ不謂るに八景十の景十二景を詠じ、古
人の詩を編集し得こ和歌を文面、北出点
稀歌のこの如

又雪宣清詩一冊支那の刺繍の法を説す
るもの、世年沈寿流物こ附するもの、北斗の

也余初めてこれを見るに、刺繍を文部省の一種の
藝術也繡譜無るべからず、後生一種の
趣味なり 譜八姑蘇今の呉繍傳曰く
繡引曰く鍼法曰く繡妙曰く繡
品曰く繡德曰く繡節曰く繡百

○四月十五日 林塘家に於て三四の図書を撰ム、

一 源平盛衰記　四十九冊

一 太平記　四十二冊

右二色大本綴入にして絵挿こ多し、二色版式図
一ニテ、刑年を顧みるに元禄より頃と
ゴロの数前年北版の太平記を取もし
も家と雖ども書きを印せしこと、今二色図
版式のものを得ざるを惜しむべし、古河城主
土井甲斐守殿の旧蔵に属すと云ふ所潢
嫁入書にして表紙を砂紙に金泥の
模様あり

一 和漢朗詠集　横本墨帖　一帖

北之字を稀覯のものとす 巻尾に延寶
庚申 [illegible] 屋雷之 菅茶山 [illegible]
巻首に九市[illegible]の序を刻す 山口
素堂の跋本を刊したるもの也 日本人法書
の架中に置く べし

一和唐珍解　一冊

唐来三和の著し[illegible]貢表紙に牛面の
花卉を写す、[illegible]無く、支那語も
多く交へたるもの 北京の物色こ

二冊

一曉高西淡

此本 初編を倣表紙を附す者多
市初の面目をうつす 彩色海布

本と者無頃[illegible]徒に海布[illegible]
と称す、

尚前歌太平記に就て(正)記す、徒年本花の大
平記の形式普通と異なる一例 [illegible]海布
出物と云ひ[illegible]の書有り、誠之を今次
得る太平記を納[illegible]す 尺[illegible]
小是人又[illegible]也

○四月十日午前十時より午後四時迄大隈邸の奥
の一間に於て三回の反面調をなす、伊藤井
上江藤寺島外二三家の手間を捨す、北敬約
二百伊藤井上二家の出前や 殊に発表[illegible]

東京 宮田製

多くあつ江戸寺院二家の也簡うを得ると
あしのうち　外国の反射やうを　二三無味
あるものを得たり

一佐賀藩うも大隈に出あしの論者
を支出しなる外に大隈四佐藤
藩とあるを以て　政と参議格の位
地にあるし時うを以て不謂る元年
の格に準し論者数を割出しなるものか
ること等にて考候らもなくしこともあ
り其中に多数の位階を過位するう
外の費用も賞賜を候ら単身
なるうちなるべけんハ

費用とうとうしハ此ごうも南の家
まる時に格のを金を得る手あと
ちとこれも候の位うう　北ハ位とうを大
安如左

佐賀藩うし東京ら　二万九千金記ハ
七万八十四万二千　永九十文
内　大隈家屋敷
金四万四千両　支度の手当
金二万二十八両　日当の手当

金八十六万三千余両　後人迄拾八人
永九十文　三万九千四百余

金山振八百三分二朱　川越屋

一佐賀の報恩寺の僧離基の流也（ながれなり）北の
報恩寺と見候則時代と唱るとの説
なれども今も此寺に此者に利ありし
ことあり、離基を敬ひ多数ある僧も有り
寺の金を助（すけ）し志士を助けんと共に
しば〻此書付を見るあるべし

則時次郎兵衛の名五面に表平の利子
を大限候ゆえ其儲しなる其落の受也
北の僧の侯の器此時代なる侯の二階
ミ寄宿しなるべし　やうまい男なる
家人七四長敬　以上

一四次二年巳二月　洋銀二千枚を薩摩
藩也二千郡貴受代として　諸者ミ藩
をなもし時の酒也（さけなり）なる一等御宜
何様（なんさま）と　礼之の（ママ）　薩摩藩を前四
藩二人の名義なる文言ニ相
れ八通て北の侯の
の上金の清算する事を記しあり

一明治四十四年より大正一二年頃大阪侯家に暮らし客の数を一々調べ居たる人数を都もしろき紙に大略を記す

○大正元年一月より十二月迄三十万人

上口　千五百二十三人

並　七千二百四十一人前

内　西洋料理　五百五十人前

客総数　二万参千九百六十三人

内外人　二百四十五人

侯出師方数百二十七回

○明治四十四年一月より

七万九千二百十八人

内外人　二百五十二人

出師方数　九十回

○大正元年十二月中

八百十二人

内外人　二十一人

出師　九回

一井上馨の出向と九十七回と云ふ事なり

特に未亡人手元に別墨の人名、海軍でし住ふ時代のものなり、地人の特徴を文中徒々英語

を揮ふあり時々毒人云々とて云ふもあるも
未だ信ずることを得ざること多くあるが如し
あるいは、加ふるに味を感ずること例のこと
事件に付裁判の時流石の井上も大木
司直の進言に辟易し云々泣きを入れ紙
に書面の如き一通を露骨に宣言
し終り海を呼び長々他の事を論じ
拍手を浴びしもあり北の
物産の驚くべきあり物貴人のごとき極門に出
入を得ることあり北の件に就て
物のかきて世に発表せしめも後
世を笑ふらしく滑稽なるも用なの

沒を格別に弱くに云ふ莫れとあり
に詫びごとを言ふあり集年に未の出状を
元旦に礼服を開き伊藤に借りんとせしも夏
服に用に立ずとあり礼服とあるを素
袍烏帽子のあり井上の出状中にも例の
妙な上の喧嘩に就するものを得ることを
出せしも云々を
出し時さらし
一寺院宗則（陶人とも）の出間七十七通
くあるも格別重要のものは唯二
人が時々情怒を濃くする演説を
このあり、金貨部の見本を造る

の時分を変し、それもどうかと日本政府の
彼人と喫緊と無法に迫るを一つを変る懐情
ものなりとて、て情を減らしくるを報するの
也あり、又別の日のエルゲン、パークス激怒し
解けたることもあり、又未だ公使、日本の
結盟の弱る難を変ずるを変ずる得る
ことを攻撃しなるを待ちて一也をを
日本の粒を紙幣を変ずるもの
う〜困難なり、紙幣を用ひて来る儀
なるべしと一結盟を来る紙幣変ずる
を変ずとなるも紙ずるも紙ずるも紙
に無味なり、又一日も勤王なるを強

也早船に陸の国賊ども勝敗不定
敗せんとして備えを厳重なるを
知れなり

一 伊藤の西州地を代の西を視の
の西間あり、武家公外務を修行を改
ぶるの務を行為をするなり、外交
するを外務方はあるべしは人々
す、岩倉を自のを以上の地位あるが
を以て今外務者を改めを立きを
どもまを人を交海の難きを視の
を行さつを電報を程まるを
ものを大限候と報告を程と云する

間を知る為の手付を切る迄便宜あり為
の為なりとて表面は滋賀
を文部の要職に新しく[illegible]
さる者し後うめ[illegible]
と新民の府に入る[illegible]
学ひ[illegible]大隈家の[illegible]興を[illegible]
を求める手間[illegible]
[illegible]時初年[illegible]
乗ることなり如出[illegible]用
ひとと家職を[illegible]
[illegible]
彼れを新[illegible]

りしやうなれ詳[illegible]
一来た人[illegible]時間忠流[illegible]福[illegible]
を一間[illegible]余未[illegible]
八考度義[illegible]所間と新[illegible]
を得ん[illegible]
[illegible]を獨立自等を[illegible]
由面[illegible]福
[illegible]前と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
義[illegible]
[illegible]

元人を快諾して所田に交付されあるべき所田に来れるべき筈なる余に示すの約あり、余は直に先方に差出したる一二の材料大隈侯の伝記に関係あり、右の出面をもすぐに直に交換の條件として南方に交換する出面の代金の受付を請求す

一 小野梓氏の出版の東京専門学校出版部より言及す、曰く東洋政治論小野の死去せるを聞く今の高山義の前身

こゝに入学のる筋を申し入るをとり込むもらるる為に注意とあり

りの出版物の事業の人物なる事の言ひたるこゝに神田に出張し北毛新聞と称する筋を扱ひとりとなる同出張

佐藤一の身上に関し佐藤を訪ひ日に新聞と教育の新聞社に出張する

絵料の掛値も出来さるを以て

瀬戸義の事なるを堂の為めに彼を

を出さるもるを利益なり東京

つ学校に佐藤を入ること見込

しとなる、なる伝の代表者なる

校の為めとして同校の出張さんし

し、余を佐藤と称する所に於て

金子主税殿より行列の次第を作製の主旨にて
行列のこと詳細を書面にカキ送られし義
八回一覧し、各位の意見を聞の上、而して作製の方へ委
の義を撰されしことを此の出来と与初
めて行る事

○四月十九日　元侯の百日祭　午前十時より式
典のもの名代相模祭典に列し、午後の饗宴を受
く、午後会の出席を祭典を行い此度日高
氏一旦祭典の祝典を行はせ家族に交互に
午后中一早を典して武市清四江木戸英才あ
り江木の語るを聞けば日獨開戦を決議し

小生の意味を述べ、早稲田大学の出張を
中止し北海を保存することを要すと、特に臨時閣
議を此の私邸に開きしを務めを要しとの
新聞紙の決議をなすべきとの事
なりしと云ふ　余武市と共に閣議の
側に参列し、閣員の多くは中間内閣変候のお
曰く解散のことを云ふ云ふ北人のことを云ふ前項
出席をすべし　又高上前
略のこと詳し　語るものあり、前略を或る代
こ大久保大隈を出こと云ふ
その他の前略の名刺　すると午前大久保邸午後
大隈邸と記しあり　例の勤勉なる海汎

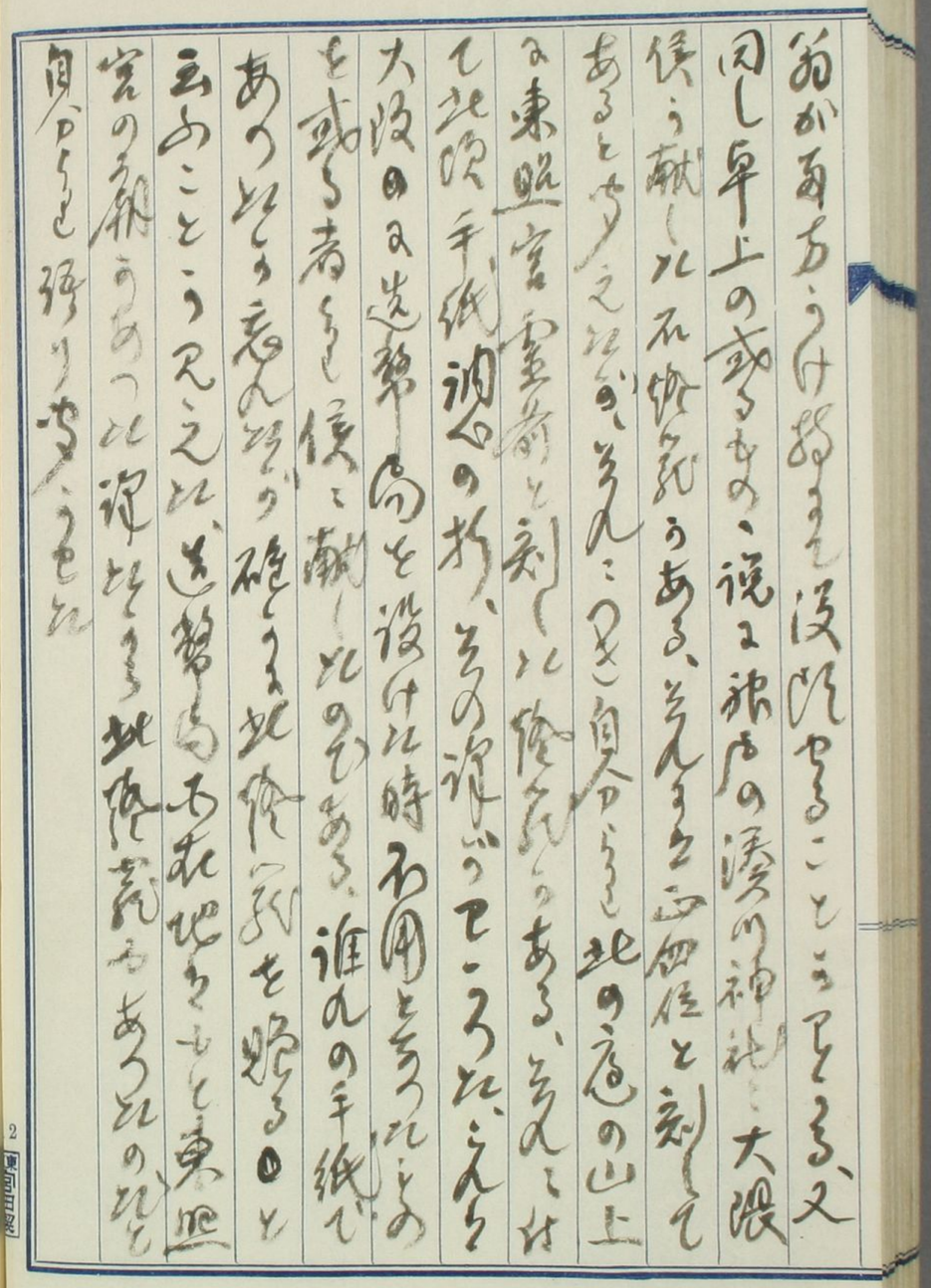

早稲田大學は故大隈侯の創立に係り歳を閲する四十年、今は儼たる帝國の一大學府たり、侯は半生の心血を此校に傾け晩年に及ぶも夙夜其の發達を圖り嘗つて懈ることなし常に語つて曰く吾が死後邸宅を早稲田大學に寄附し以て發展の餘地に供せんと、侯が此校に篤き以て見るべし、惟ふに此校曩きに新大學令に依り官設大學と地歩を同ふするに至れりと雖も而も其基礎未だ鞏からず、薫育の諸機關未だ充實に至らず、故侯も常に之を憾とせり、其の歿後平生の言に背かず、邸宅を擧げて學校に寄與せられたる者、學校當事者を激勵し、百尺竿頭一歩を進めて校の大成を庶幾せらるゝにあるや察するに難からず、校の當事者は果然奮起して邁進侯の志に副はんと企圖せり、吾等故侯に因緣淺からざる者如何んぞ之れを傍觀するを得んや、此大學を大成するは、實に帝國最高教育に大なる寄與を爲すものにして固より一大學の私事と爲す可きにあらず、吾等はこゝに於て同志相胥り一會を結び同校の計畫

を後援し帮助し、其の目的を達せしめんとす、冀くは大方の諸君子幸に吾等の微意を諒とし賛助あらんことを。

大正十一年四月

故大隈侯爵記念事業後援會

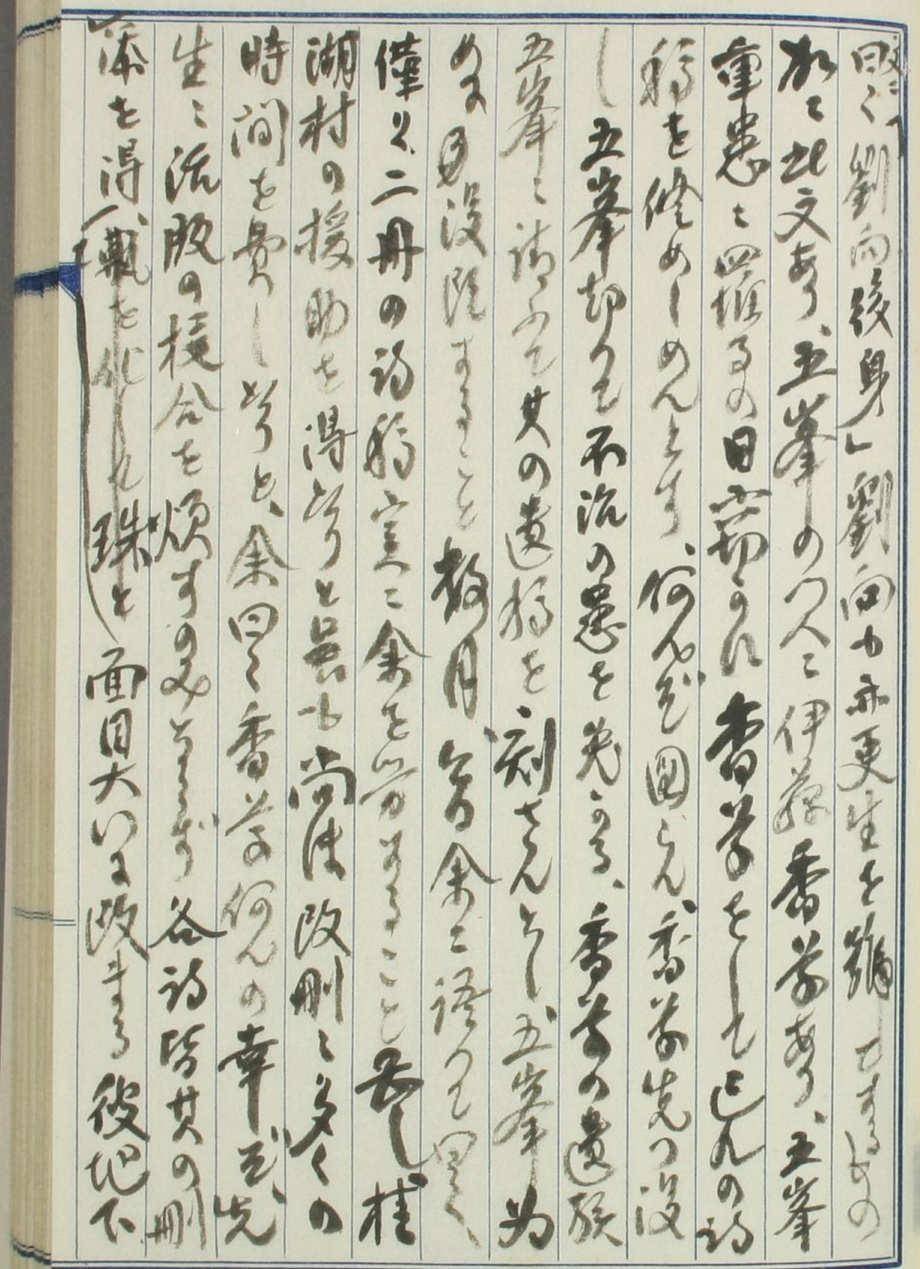

こゝを感泣せん、羨し住地を換（ゞ大なる）、所を過ぐ
香港の所、病を修むる満足せきこん（四月廿の記）
北の住民の出版する書籍印税をもって
香港八十一歳を自寿するとゝろ八十一歳の印を
求めん、第一に就て留意し、次に埠雅に龍
八十一鱗具たること数、数篇の由を如先し
余、うかゝ中一香港の印税を新聞、今得
ゝるものゝ内、内容の力に係る、併せて紫中
こゝ夜すゞし

○四月廿三日 午後一時ゝ大隈邸に元侯の記
埠人会を開く、文部大臣 主催也 参
者一百名、日本大臣 参 を設ける

東京田製

間の銀像を置き、神 并に供物を具す、別
室に候の遺骨の墓 義 并に各時代の官
ものを合葬に海外 才 会の者の説と供す、
金の者の接 移 ゝ 新候寺と名付 雄
書ゝること を 投 し 候の墓 を 傷 ゝ
会ゝ接移 ゝ、 かゝる 姉 井 姉
士の 陵 ゝ、 四 会 を 閉 ゝ、 かゝる の
話中 一二 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
一 老侯の 父 ゝ ゝ 時 の 人 七 帯 内
ゝ ゝ ゝ ゝ 自 合（かゝる）の 秘
ゝ ゝ 新 諫 ゝ 自 人 を 修 併 付
ゝ お 受 け ゝ ゝ ゝ 奥 さ 人 ゝ

関係の物を費やすことなれば三年計費
の差あり候ハ、伯爵さま始め侯爵
人々を委するの新報あるべき時なり
一志候を賜る運動始の人々後あるあり
るも自由を富国を富まくるく四つて来と
自ら指あるを楽しく八稀のなるし何の
自ら考へる時なれば国運動を
とするもの多うるとなるう常てんと
を毎日国のと真逆自ら グルー 四
りるる報えも出来なるなること
一ガーデン。パーテ ー を 遊会を
名つけて始めるる大慢侯外相のるう

るに、新勇新機し合する事延二年よ
自り前に始めるれるるる。
一侯う外相なるれ前らるる外務者を只
貴外人の歓心を買ふことをかめとなる
ある、それを改めるるる強うる大慢侯
じある、ある時代現今世(基本の)が二三
外人を伴ふ公園と鄙ん外おを接
ちんとしとしを侯を黙けるに従前
も外人をるくば何んひを接かる外務
う鄙宴と客接しるるるるあるとを
こで黙けるれ、外人せを何うの写真と
お写へ或を大臣の高日ひるる物も

うすの加減に言を狭むものあるも
と、人を以て探らしめ、なお強く人を宣
を組まず、全く大臣の言ひ方にて日本最
早条約を外人の勝手に任ずと
とまるも、印籠ひらへと云の大臣の言葉
を採りて、喫驚せしと云ふ

一 條約改正の時、岡副話判に割合に早く
目的を得たりと米国ぴ、英国とをうく
面倒なりしに、日本在住の外人を支
那人と別ちて英人のみを支那
程々の利害関係に折柱あれども
其の頃の英国フレーザーは

思ふる真面目の豪言の紳士にあらず
ぶ、ある日候を外人と合議の折、必ず決す
る所あり議論を以て決すべし、曰く日本は
二方の事情中、ちう三十家の軍艦を
す貴国は日本を支とせるも敵とせるか
此の條約改正の向背に依りて、
云へば、自分の為を其の通商
ハしとなく、心宗帝国侯の豪語をおの
「く感じ、外国フレーザーをして少
くと沈思数分間、漸くにして完全者
すとなりしに、其後秘密裡英国の
未来を考量しなくく、追々フレーザ

一北の海に多くの及船をまもる故に
ろくに本国の節も自国輸送しとる全
き後と多く比較し遠雄の要ろうは
英国も多分日国家もしろんに清しいこ
とあり比

一砂糖蜂蜜を打つて、殊に一聯まで牧牛さ
の四倍の値段迄漸やく達したるのび
あるとそれ廿七年陸奥と武蔵しと、
陸奥を蟇々録と大隈侯の努力を尽さ
ば二行なるも好すると止まる或人と自個
一人のみのようなことを出てみるのを自分
遺憾なり自分のう思もとあつて此也を見

陸奥に一部の人を当のものを見を言つたこと
ゆえなる

一大隈侯外務大臣の時伊藤大使を話判
のタセツカイを巻る人捕ひあつた、伊藤と
利害関係のその日本ハえんあるとおを解
き無用と侯を一言の時間をいつて其の
巣を折うんとこしとうある、その時に
云く、貴君もし我邦と輸入する珊瑚珠
を実行砂と、此の一問を投ぜられ赤
面し比

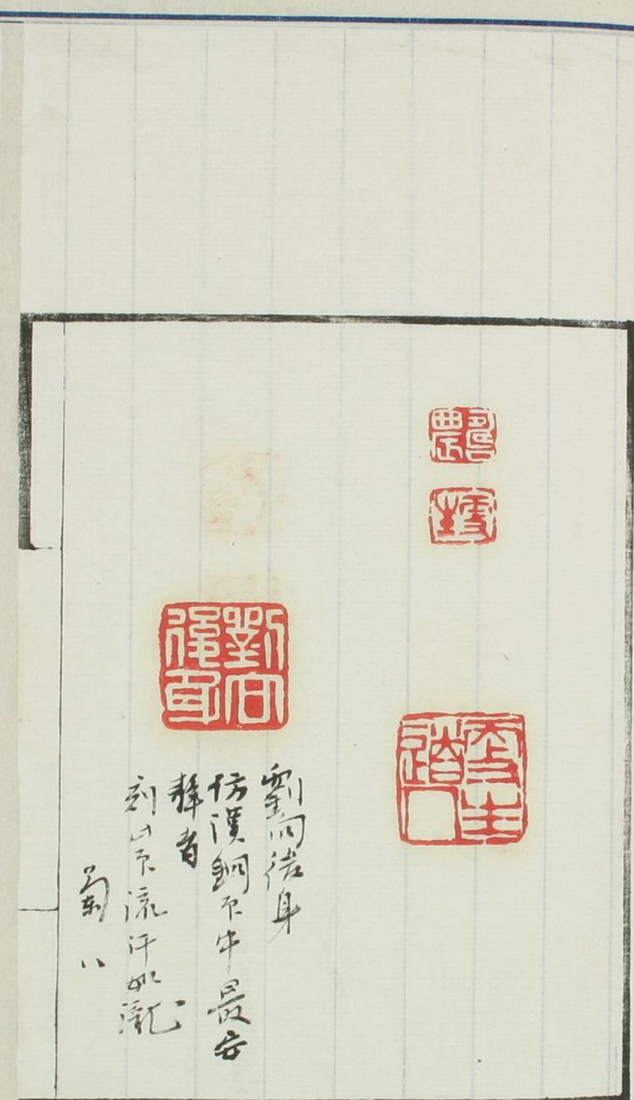
劉向諸傳
仿漢銅印中最安
穆者
劉山人流汗如流
蜀人

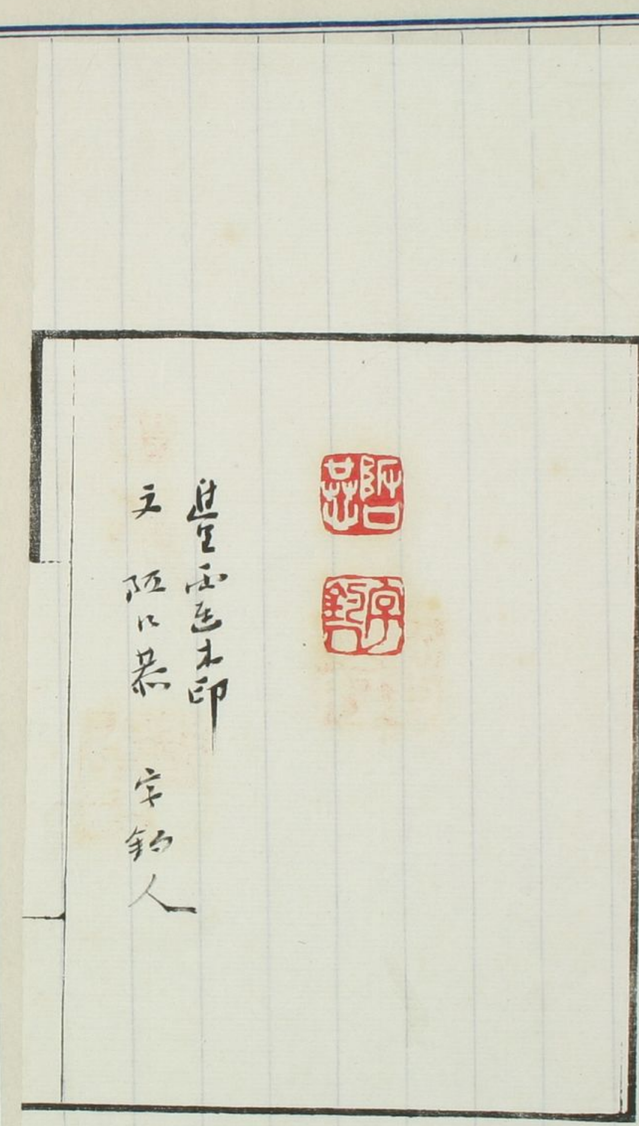
豐玉主人印
丈阮公恭
宇鈞人

○四月廿五日　祇園の杉本亨吉の紹
本屋主人歳暮の挨拶あり行き親る、七ツ時帰宅
海苔ちりめん、昆布の入れとしらず流石に時世家の
苑集なれ珍らしきものゝ、大部分
但単本出入本ニ、自筆本の為に柳高の高量
衡表、廣津の親戚なる禅の書状（一冊）大
塩中右自筆の版あるつゝ宇津木の自宅本
国易（小形義書）白石佃尾等多くしよ余
山氏自筆書状を苑集なるを表きこの書状
ら版本を渡す、五色本絵紙巻ニ嶋脇
書ニ面目を異とする二冊本あり初めて見るもの
宇体美本流布ニ比す（ん氏仮新書）或き田

食設こゝ池永道雲の一切の書象徴の為三冊ニ
揃ひある本あり、出版書きそ金子新の巻
道雲の刻をもつくの偽を抜くして海宝表
ものとそ従の表、嘆ずるだ、新するもの入れを
拓ものれ義れする中良や苑集ちし山氏を
附する珍本也

○当我物語　西保刊　丹緑本
表紙紙本　十二冊

○男女明　貞享　細見（花柳）
地図に似て小ちの
ものゝ

延享版浄瑠璃　一枚　延享年

△雖志 一冊 特に雖腰のみを収しるすもの

△菊譜并百詩 紫筑刊 三冊

△名山図譜 三冊 文晁筆 初稿本

△萬国海路之記 上 羽馬江漢著

文政三十六年版 一 大本

以上の内菊譜百詩(百六十五図)名山図譜(五十五図)

○内田川政文光治郎印譜の複製を合せ彫く

事三集を出す列る、之れ本書の

複製を試みる事、印形の彫りは日本

にて生印の美素を花々しく今日の事実

の試みなりとも見るべきあまり解的なる、最早

印譜全部を複製しなるもの

を始めて示さる、言ふの上出来なり、此全部

バ成功すべし、菊池侯爵の所本を参考に俗り

あるとを喜ぶ、之れを金の義本と比するの余

の本傳に可也、但此域ちく八家義本冊子

の原形を換し帳子となる既に複製の法を宣伝用する各顆の印をうつし

ゼラテン版にて印を仮定せる顆〻搭する也(四月

廿六日記)

○四月廿六日午前十時地震ゆる震い上下動の後
左右に震搖し停止する能はず数分間続く
出て見る池水波を揚げ家屋の動くもはなはだ
強く感ず海岸に落ち船舶の如くしきりの動
揺と激す数刻の後も家に入る能はず検するに襖
外れ、立つけたきも屋根瓦落ち、壁崩れ、壁あちらこちら
隙ち、庭樹床の間の壁に大亀裂を生ず
障子のつうれる紙震動の為めに破れ出ず
検するに屋根二ヶ個落ち室腰壁崩れ
落ち、如何ものも棚の物落ち散乱に堪へず、原因
以外なる紙ひさごも共の後震ちきたるは或る
説曰く地の破裂に因る歟、震後三度大震

あり、地の閉じるもの地の裂ちうつ
ことを繰ふと云ふ、
○七日八の夕方一二の揺を感じ今度八幡
の自宅に於て書の首尾「恢恢」の
四字を認し高田紙
二紙を押出す文に云く、「貴子花こめ無
又云く「今既不如若後市不如」余をして
オ一幅を利せる田紙沈に四十年を
ましめ余の高田紙沈に新任
二十三年の青年なり時に市の正義者
し、若偽と後悔せるも紀石書の田紙の三五十
年に付余の五社の懐舊話をなす乃ち一時

計り思ひ出るまゝを誌し、高田藩士と
郷土を既維志に記し、(此)感慨を掲載せしめ、
以今別と語るべき牧野
[illegible]
渋沢子爵(青淵)に、其所説
渋沢子を発しあるを以て、掲載
載せ、一冊とし、以て
すことを約す、

(四月廿六日)

○御出版に際して維新の[illegible]
士の遺墨を印刷し、の御[illegible]
士の遺墨を印刷し、陸列侯爵
を金の義名を出版す
る旨一冊の日誌義千
あるも志士の落涙
有千万心

全上記

維新志士記念展覧會(志士名簿)

○前島密　中頭城　津有　井口徳四郎　南魚沼　大崎
銀林綱男　西頭城　今井　星野藤兵衛　刈羽　柏崎
○滋野七郎　同　糸魚川　河井純之助　長岡藩士
笠松宗謙　中頭城　小猿尾　山本帯刀　同
室孝次郎　高田市　鵜飼春風　同
川上直本　高田藩士　小林庫三郎　同
酒井成功　同　三間正弘　同
佐崎宰相　高田市　三島徳次郎　同
河本杜太郎　中魚沼十日町　本間精一郎　三島　寺泊
○関矢孫左ヱ門　北魚沼　廣瀬　五十嵐伊織　同

○高橋竹之介　南蒲原　杉森蒲生清助　村松藩士
○松田秀次郎　同　安田佐々耕庵　同
○二階堂保則　同　加茂下野助平　同
○雛田中清　同　○中村勝左ヱ門　同
小柳春堤　同　山崎弥平　同

○村山半牧　南蒲原　三條　○岡村定之亟　村松藩士
○長谷川鉄之進　西蒲原　粟生津稲垣覺之亟　同
○和泉佳一　中蒲原　立泉堀祐元　同
○西潟八雲　同　田井泉仙助　同
○小林政司　同　俵柳　○五十嵐関八　同
吉田又内　村松藩士　近藤貢　同

遠藤七郎　北蒲原　曷塚　○野崎大内藏　三島　寺泊
○有馬藤治忠（越三作）　同　溝口半兵衛　新発田藩士
伊藤退藏　北蒲原　水原　相馬作左ヱ門　同
○曽我士郎　同　建水八弥　同
○前田又之允　同　長戸呂　笠原新吾　南蒲原　加茂
○曽我簡堂　同　浦木　○小池内廣　同
○小川弘　同　島浜　村山空谷　東頸城　松野山
○大野馳堂　同　諏訪山　鳥居三十郎　村上藩士
○大野誠　同

○陳列ニ充ツル物品（宮庫内）整落シタル多数ノ収集ヲ見ル能ハズ止ムヲ得ズ
○佐渡ニ於テ高山人物会ニ出席ノ者ノ如キ
○出品陳列ヘキモノ　出品ヘキモノ　ナキモノ　ナキモノ　ナキモノ
○整理等出収ノ方針ニ候

○五月廿三日の夕を迎ふ、皆々式デーとも云ふべき日なり、午前南葵文庫と同志社協会の大会あり、二十年以上協賛と勤續の人同志社員二十二名に紀念章を贈呈す、其の若き者を新たに式あり、続て裁縫所も新しく表彰の典を挙げ、引続き新校舎の落成式を挙げ、次で長々倫人のあることなれども略す、其の後目下の係員の挨拶の後、一場の演説を為すべしとの由なりしが、之は先きこの日帝国教育会に出席せる田中病院の報告せらるゝや、其の後任を定むる協議会の全部役員のみ集まりしことの甚だ

その意を得さるるの并に所謂新聞紙上に於て責しとする経緯を今衆に告くべしとのるも文部の役人を呼くて直き個校のことを言わるを得さるべし、勿論学の権威を拡張するぬの経るの陽なり、勿論学の権威を拡張するぬの経るの人自分の所の興味を感じ殊に単独の人の人を斯の形を揚ることを協会あるも初めてのるるあるべく鋒鋩を収めるる意なりし漸く元鋒針を含み来りしも点に点を得さる故なり、其協会なること多くの府知三回を数く

を包含し其総長に管せられば進退の権
は文部省にありと雖も寧ろ帝国大学総長に帰
するごとく総長の進退せしむる様になす
ありと其後（先例あり）因あることとの言ひまゝもあり帝
総長の更迭は変ずる所なくして行はるゝなれどことを以て
総裁は文部の省を促し其の内に協会を
勧誘することとき先ず総長を為さしむる様に諒解を得る
之結果を告げて而る書をも安心せしめ得
永年勤続を表彰する協会は此の一協会の活動
を要を得させる様にて之を要を得るに
人となれば安心を得されば勤続ハ不一の魂すべへ
也和田省吾協会前の同会館日協会第二節

運動と関し五條の事を列席者に話す余を
以て見れば協会の権威を増進することを和田の
五条より大切なることを覚え居る協会々勤務者へ
省者の悔りを受くるは其の内容に於て未だ欠
如あるの旨に注意すべしあるなり
此の午後より交友社新聞記者の子息結婚式に余夫婦
を為す日比谷の大神宮にて式を挙げ点上
精養軒にて披露宴を催ふ
役所…
丸を始めとして喧嘩したるおまへのことなど自
このこと一笑を禁じ得ざるし　四月廿日退記
○中央礼四十錦隆家の記録を括り大阪組の

閥歴に関する資料を得ることを板垣を示さる、候
の異説の所在に於ては、弥々、弥に志を以て
重要なる流説を考へ、「押取元利」を云文
之を摘録を推し得る

四月朔日の録

安政七年（中遠）帖

九月朔日より初報

一、諸侯形勢
南九月より蘭学者指南役左之吉此被
仰付方に為て御家老と協議大変
驚之義高知藩人数出来し事に付左の如
なり

大目付小林
副島一郎
庶務達之助
（他一人略）

長付

慶応四年辰三月御年寄の記録

三月十日
御仕組所より
北面より

長崎表鎮定御下向
新に評議を諸侯体制一
変革を為すべき

乍去大隈八太郎儀最前会計所出勤仕
藩ニ擢て着手押取候計之能在
々未ニ付進歩之儀急速ニ御役義
も御採用ニ相成候も有之由ニ付同人
儀於当職ニ而差出置候而御用弁
之節々迄申上置候也尤御當方ニ
相廻り候節ハ従来の御家役ニ付而ハ
聯も不気調子の儀ニ付而ハ不相済
ニ付附役鍋島江須御衛儀無是非
者之人ニ付同人出崎ニ而御付置候處當方
、相廻り候節ハ都而ハ大隈相続も計
御差図被仰付方ニハ有之候得共

右御承知之事

三月二十日

肥前藩
大隈八太郎

徴士参與職外国事務局判事被仰付横濱
在勤之事
右之通長崎表ニ被仰付
為御知遣候

七月十九日
御召之上一軒鉄被仰付
大隈八太郎

2

右御内願ニ付別紙骨折ニ付き

（御写）

大木民平副島次郎の両人ハ六月朱雀ニ御用ニ
御発ニ付「右ハ公私ニ付別紙骨折
被ニ成」のハ望七月十分ニ時間ハ
ましく江藤新平の両人ハ赤坂ニ御発一ツ
の両銀ハ六ましき大隈侯ニ相和也

十二月廿二日

左之通被
御立達ニ付

大隈八大夫

手内鑓頭ニ付き

（御写）

十二月十七日大木民平副島次郎
江藤新平手内鑓頭ニ御付 産商

明治二年ニ三月ヨリ七月ニ日記

四月一日

一左之通書面被仰付ニ付

大隈八大夫

右ハ堂国元被御付ニ付
御前ニ御渡ニ所印例ニ付先内達

いろ〳〵頼を仰出

四月廿三日

一九日出ル

左之通儀准四位役

仰付ゝ二付ては座席

席順ハ又御加来三拾石有餘都合

五十石ニ被成遣方ニ付為御礼

出府可致事

以上の文書を侯の伝記に大名高家の資料に属し而う

大隈八右衛

七侯寄家ニ関する所也

○時の建築委員会を早大に開会し余委員長

として主宰す主旨を学生部三階堂(紙筒)

コンクリート此工費約十萬圓の工事設計なり前

回大隈を決定し時の内閣新室制の設計也二

三原図を修正すること数回遂に大隈邸を

早大に保存せり。大隈侯を同邸内に設置する大隈の

図書館を寄附を募集用とし印刷成る即ち左の

如し。学の生徒出資(寄附)後の住地を図示するあり

地盤深さ六尺内室深さ四尺大隈邸

七尺巾七尺九寸鉄筋

又の板に引きること

をうたんとする方り新侯爵家も右を

故大隈總長記念大講堂平面圖

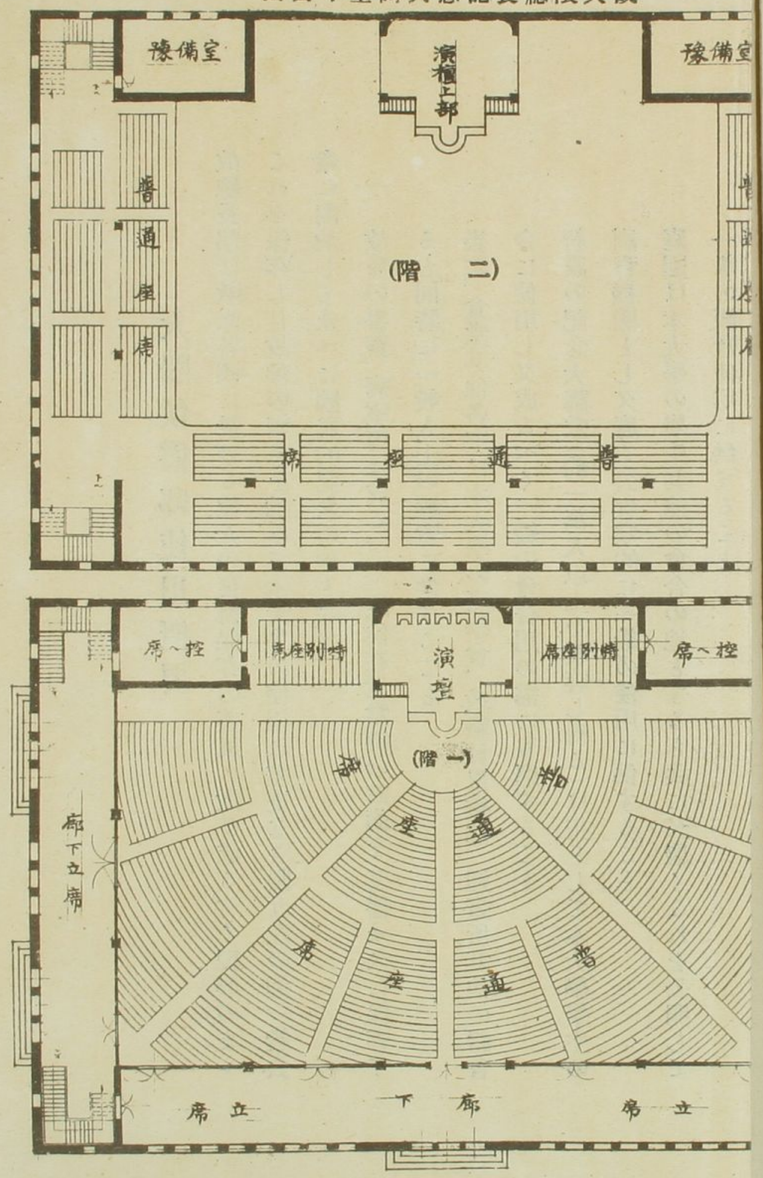

五二年度の内容職員会議に達演する立場
(今之貸記とする事)八、学校くりつづく範囲
外ちとの中出あるとき今更ならざることの中
出あるとあるのるも学校と校と限と紙お
ちなの調も任あることなれば、なるもも此
のち出ちちなしうのように、中間ちある候家
の郷務お係役も国印の状態ちあり、新
候の性格ちもも各とこまもも編纂す或
八一旦授受の通ちす彼裂ちの印ちすす
既に公表後ちんべ結局編まるべきこと多
の紛擾を免るべうちる歟

四月廿八日録

故大隈總長記念大講堂平面圖

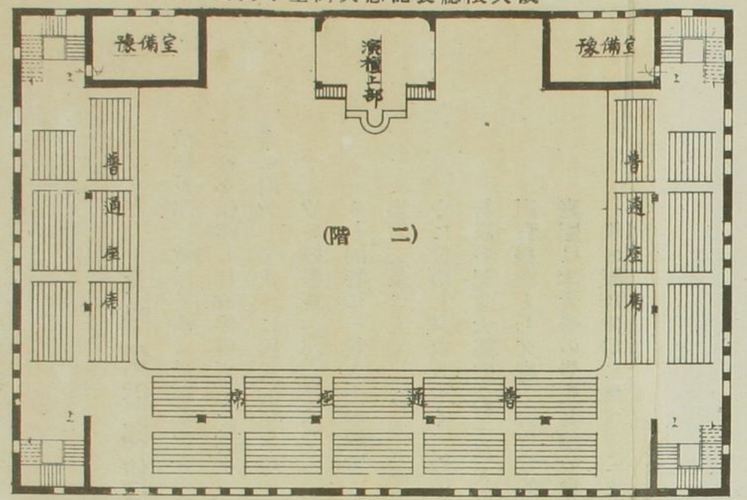

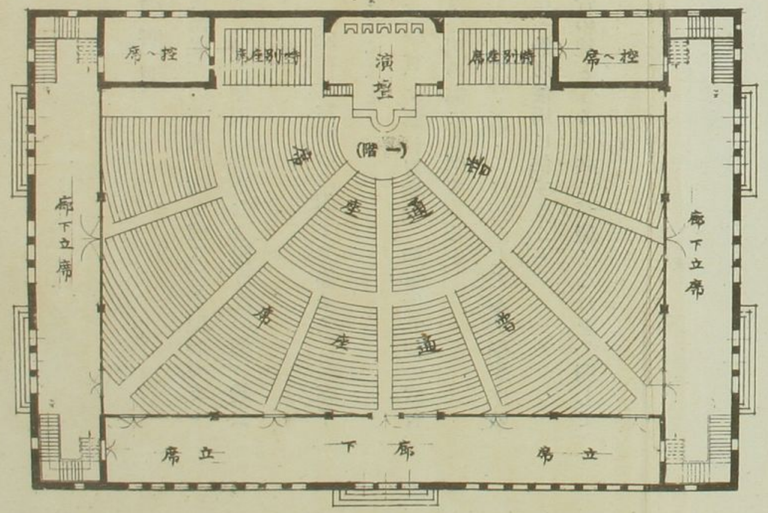

早稲田大學及大隈邸平面圖

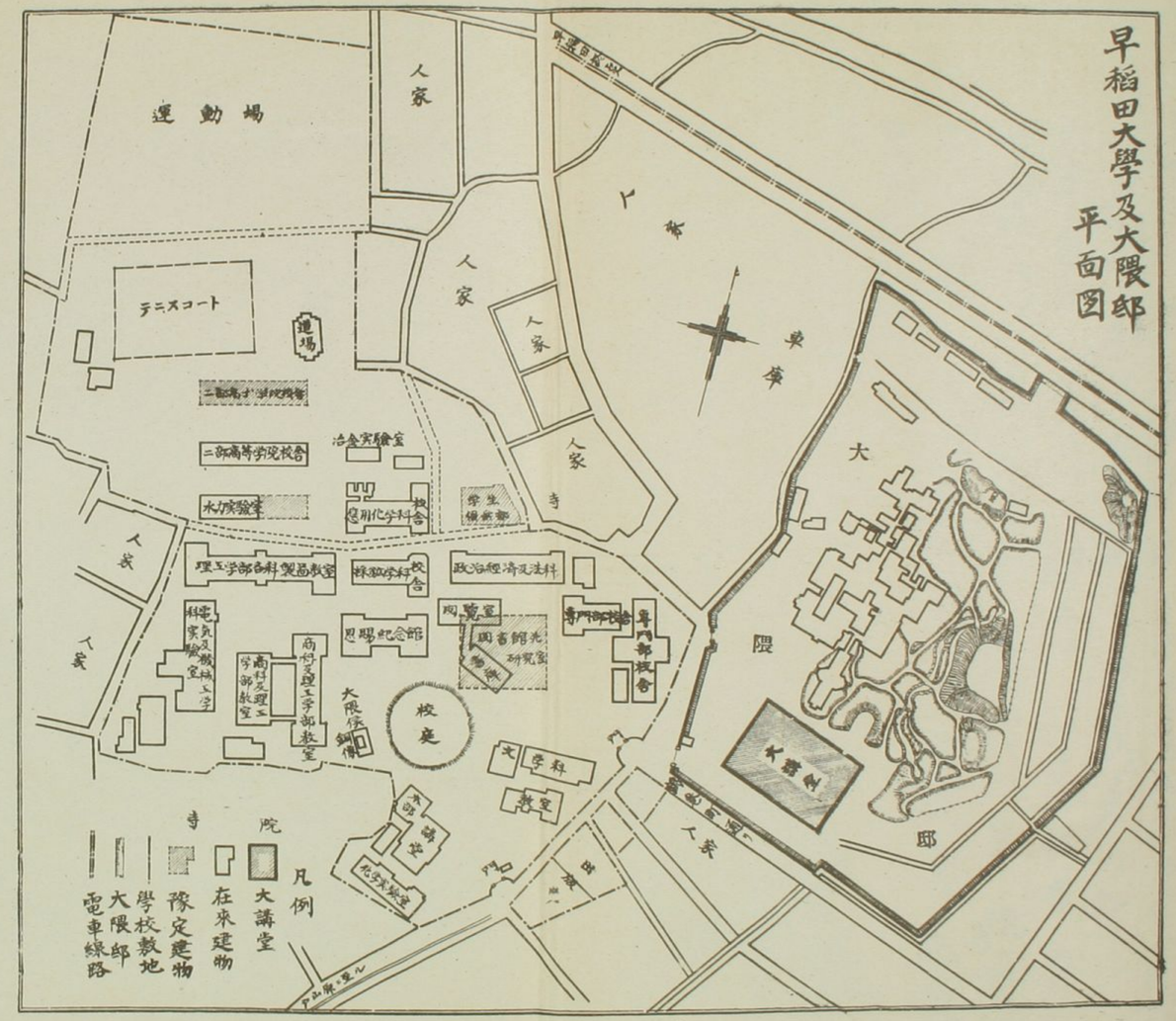

○四月廿日　午後大隈邸ニ到リ未田の書簡渡
ヲ受ケ　引続き別紙の書類を閲覧のもの左の如し

大木喬任　寺門　別紙略　江藤新平　秦右衛
中島信行　西郷隆盛　板垣退助　植村正直　松方正義
井上馨　三條實美　川村純義　西園寺
吉井友実

著述の内有名数多きも三條　松方　大木
川村　外の他も大概三通八九通こるべきも
二十通位迄の答案とするべきものを報告し
と概して大隈侯の論の資料　の供すべきもの
閲覧中待て専門家に義し　とするものを答ふる江藤

う麻布を張り用張あるを大漏る
漏り難き事なり故に木林有禮の條約
陛下に付光の稅權の回復を主張し故に
東都の府知事なし横村氏の出状中まで陛下の
東幸を京都人情都を餌をやとし京都の氏と
さびん行くことを恐れ人心穏やかならずと云
簡まるを情を細報し其面的の報知
目前に見ることなり 開成学校なる別其の出張
まる薩藩解散なる後しの出面二百、おと家
成の家我面的の状態を報の告き二百の出面
り入家面四百名氏と盛況なる池しあり大木の出
状の内まる陛下の臨幸を仰ぎまること

を知りたるあり 松方の者状中外四方なる者もあり
こ和と聞るとこころのあり西南戦争に就て一二百 松
ダ中番の状あるものあり 戦地と雪庇の往復
二百 高的の状況をもるの資料なるもあり
此の未之人を逃るる人を以て一回を去る乃ち未
之人を隠宅を建築なんと云天守の高伊勢
の佐戸の沼津に不者出し別の在を他へ移
さんと云出し(頁きたるものを未之人と説き
人と出未之人も義こもて説受ることなる
由なる回をるるる中(建)場約る立十年後西洋化り
の変換あるもあり二階もあり多くの新色なれ
未之人の住居を除由のもの也 義作の説を

譲り受けたるものゝうち、北の家を早稲田へ移し、別宅とし、遠く一切の費用約壬五百円を要すべきを以て、
昨日の内務省と中電とに生じたるものゝ大根岡の
庭つゝ中に有る赤色の大石を伐出
し、樹花を形の侘
寂の風致とし、樹花を形の侘
平たく引渡すべき約なれば、動もすれば
用ひんの為、先候生前庭つゝ中に在石と
まを唯一あるとの事、其石を失ひ
と一の大なる紀念物を失ひし也

○昨夜高田と出版部と今次の早大紀念の
業と出版部并に其等の場所の寄附を
まゝきやと内議の末、続て二ヶ年に渡り出版部
らも二万円を寄附するの事株主と
万円と銀行不動株の率と定し二ヶ年間
に創立寄附として仮し金を以内の額五率
あらう新築すべき千円を建物建築上千
立る用ひんとする事五万円の増額をする内容
其他を減じて余剰の人に加へるも、右寄附
に帰る先本年は配当を三割とし内五
分を本年分として充る事に内議す（四月
三十日記）

○四月三十日　雨中神田の方庭を訪ひ二三の
得時に特別寄立に出るの也

一江戸大絵図　七ツ折

元禄十五年六月の刊行に係る、家康既に元禄二年刊行のものあるも、此の十三年後のものは、問題に於て甚だ珍と云ふべし、去る良の屏風絵に中略の大江戸図中と示したるものなり

初編二、三　六冊

一百花攷

山本亡羊著すところの本草也、三年を中途にして出版の人、又出版の名なく、初編二冊を続に坊間に見るもの三編

樹木花草（柿）　一冊

一蘭学草

雅堂亭の集（支那刊本）版式粗なれども、雅堂を学ぶ我邦古時に来りしものの集中、崎陽に関する什殊に多し、大略と同時の人也

○蘭学一覧表出版命に関し上下二冊半紙型、四五年前に出版せしもの、大百科辞典の如く、もと文学の一部に過ぎざるものなれども、世上に知られざる事実を多く載せ、余も年の頃を過ぎぬるも、

淡路国阪前は田地事の後桜井[illegible]
等の一編の長篇なるものこゝ北花[illegible]
に重宝ぶらるゝ、今の時格に自著として出
すべきものなるべしとの論こゝ仮に出版印
に於て如き出版をもとめ[illegible]
ーズ中の加ふることあるべし
と厚顔に其の理を納めんなり也　五月一の録

北の又訂正再版印刷中の大限候一言

一行　雲者成さ

○坂内氏　過日訪長時間話さ過ぎ[illegible]
衰弱を老角傷んでる様子也　過作の笑ふ
注君に就て語る、歌右エ門注君十種を[illegible]

し聊本家甲乙丙に其の作を徴す　其の作の
[illegible]序奏を脱せず、此に於て自分を笑ふ注
君を作して一種異彩を十種中に加ふ、実に内
内名蘭芳の酔楊妃に徴る、酔注君に躍
くも且つ笑ハセて見せ、注君二十山七才発
の時代豊公傾倒の時也曾我利や名[illegible]
山三も登場す　先代英儒に其名を観覧
に供せし時　此作の後式を演じたりと生
なんと自分を断うなりと語る
当過新次西洋の四[illegible]の傾向別に於て漸
やく方実を[illegible]代、[illegible]と現成するを可とす
日本の旧時の芸[illegible]の[illegible]実[illegible]

味あるを理解すべしと、
道夏迄又先ず大阪朝日が西暦二百年紀
念を期し来年佐賀県下に於て開催する博覧会
に出品すべくと云ふ事を共に
こに於て学生セーラースビヤの紀念祭を行ひ
し際、或る市長区長エリザベス朝時代の
風俗を模倣して家屋衣装を装飾し
なる如く大阪に於ても時代に倣い
劇を演ずることをなさんとの一説ありしも
の高時代なる北ヒントを得て新しき風を
なすべく準備中なりとの話なり又西洋の全
集と唯比文学的に注釈をかふる
小文を陸続として全集に載せ
つゝ出来ればべくんば面白の人形を模造し
移時代なるのまゝ西洋流を活ける人形
心なるに意して操作すべしと、注意
なる点なるべきなるべし雖きまるべきなる話
迄迄日本の書に面白の面味あることを
をいろ〳〵考へ一概に評格に掛泥する
の過を作らしめ反対の物を設す
るとも日本に於ての民族あるまで強て来て
をつくり設すべき馬鹿なることを考し
森田思軒がグード、モーニング、サーを

明朝「ボルト」と称して珍りがるを一笑に附す
の稿を複製するに、慶応江戸出発三冊の内上中二
冊配本済、閑に乗じて飜閲す、此也紀木春信の画
すること、西村重長の画しる江戸出発の後、春信
本を師る称ん、複製極めて精巧、高山江戸
の風俗、或いは日晴の思、中巻に本所塩竈の
図、中巻に日晴の図、下巻に隅田川、こん
ら推して北斎の明和二年、北斎の明和二年、
江の時人の風俗、新に筆を勤き、帯も前に後の
を特徴とす、但し一個不紺の日傘を翳したるもの
あり、漸やく筆に代るまの傘をいたすこと明治
ようの頃、釣鐘を車に載せ引くの傍を図す

るも此頃の風なり、浦化傍ることを見るべし、日本橋の
四隅に番木あり、橋柱と番木の間に柵柵あ
り、又北の柵柵のあいだに個の石あるも書けり、宮
き、物を拾ひ上げ、笠し春信晩年の筆
と不可き歟、

以上五月二の夫より

浮世絵の事を著して思い出づるまま、所蔵
文庫に図書、大学を、西きし、新、別伝に日本
浮世絵協会の展覧会あり、展観して珍
しき品を多く見たり、中に日弥と珍
らく感ずるは懐月堂の肉筆なり、
武田信玄の肖像（絹本模写、東京帝室博物館蔵）
と書川河宣等の義経入浴の図（巻物

切、松本善右衛門氏と云、仏像を拝観致
宮宝と思ふものゝ外、北の海あるを珍
又花厳入浴の図を無款なれ共首尾結如
を見るに赤神を着したる裸体美
少年裸体の美の外
に或は髪を結ひたる婦人、或は浴槽をめぐり
櫛口に身を寄せたるあり、おもしろき図
柳ヶ浦、第の序に記し
つゝ
○美玉の図絵来朝に付我早稲田大学にて開
遠遊の図絵似集十八図を献ず恐

切、松本善右ヱ門氏ニ[illegible]と云ふ、位牌像を拝[illegible]
宮寶と思ふものゝ北八ニ北の絵あるを珍[illegible]
又花瓶入浴の図を無款ながら黄尾銘如
[illegible]

○美
意遠

○西
延禅
寺の
ちなみ
四ニ波
[illegible]
ことを
[illegible]

Julius Caesar	1913
Merchant of Venice	1914
Tempest	1915
Antony and Cleopatra	1915
A Midsummer Night's Dream	1915
Macbeth	1916
Measure for Measure	1918
Winter's Tale	1918
King Richard III.	1918
King Henry IV.	1919
As You Like It	1920
Taming of the Shrew	1920
Twelfth Night	1921

AN ACCOUNT OF THE TRANSLATOR: Dr. Tsubouchi, the translator, is admitted as the highest authority on Shakespeare in this country. The best proof of this fact was shown when he was asked to contribute an article, Shakespeare and Chikamatsu, to *A Book of Homage to Shakespeare* which was published by the Shakespeare Society of London on the occasion of the tercentenary of the bard in 1916. The choice was made because Dr. Tsubouchi was regarded as the best representative of Japanese literary world in paying the homage of the country to the great poet.

His past career is marked by many brilliant literary achievements which entitle him to the foremost rank of contemporary writers. His talents are displayed in many different fields; but his best work

has been accomplished in the department of the drama. He has written a number of plays which are distinguished for their high tone and literary value. On the other hand, he is a profound scholar of English literature, Shakespeare being his favourite subject of study. The rare position he occupies as one of the best playwrights in the native language and as a deep scholar of Shakespeare makes him the most suitable person for introducing the greatest dramatist of English language to the Japanese readers.

Dr. Tsubouchi was born in 1859. He has long been connected with the Faculty of Literature in Waseda University; and he is at present an emeritus professor of the University. The completion of the translation of Shakespeare would be the principal work of his remaining years.

Dramatic Works of William Shakespeare

Translated into Japanese

By YUZO TSUBOUCHI
Emeritus Professor of Waseda University, Tokyo

NATURE AND SCOPE OF THE WORK: Shakespeare is now a household word in Japan. Some of his great plays are often performed in translated form at leading theatres before a large audience. The texts of his works in the original language are diligently studied at colleges, insomuch as they now form an important course of study in the institutions of higher education. Many different translations are also supplied for the reading public as well as for the students of English literature.

But there does not exist a complete set of Japanese translation. The present work is, indeed, the first attempt to include all the principal works in the list. What makes the work more unique is the fact all the translation is done by a single hand, without any collaborator.

So far, eighteen volumes have appeared in the following order:

Hamlet	1909
Romeo and Juliet	1910
Othello	1911
King Lear	1912

PRESENTED

By Gracious Permission

To

His Royal Highness The Prince of Wales

On

The Occasion of His Visit to Japan

The Fifteenth of April, 1922

A

Set of Eighteen Volumes

Of Japanese Translation of Shakespeare

WASEDA UNIVERSITY PRESS,
TOKYO

創業法（西夏征のこと）の事ニステレヲの所ニ
を利用し色ニ印刷せんことを思ひ立ち、先づ試て
八首都ニ略傳を掲ぐるの必要を感じ、先
言源掛洋をもつて仕事の合の活版を
刷せしめたるを家掛とする者ヨリ、金四の
前略者のみて千無まる前後数回、而して敢
て字を解せざるもの、四の先第中九七此人を
部豪まうる也

七月二日記

他も望三の建碑者拓出第生
延碑表裏の拓本を持ち来る俗
言歴歴の首論揮へすべきも也
○四月三日　拓写ニ二三の図を維ふ、敢て珠

とす（のちこれを愛ニ解ス）録す

一弁疑録　二冊

伊藤古亂の拓本不敢て珍
ちなみに此也芳唯金陵所
の千言ニ傷る以て架中ニ置く
よ是ノ

一景祐天竺字源　四冊

七巻四羅振玉の瑞瑞所を以て
仏る不原本ノ今玉京海外ニ
嘉祿二年　高山寺僧真禅の録
すること也　嘉祿ノ南宋寶慶二

年を経る金屏風の古びたるを
七支那へ渡すべく急ぎて表具師に
仕立てさせ珍しき書画を
本国信仰と共に
時々信仰の人に
見せ也

一新古帖　十冊

類聚の新古帖　初篇四冊　坂写
二篇三篇
流布せるものなれども二篇三
篇共人と市上に流布を見ず
なん三篇摘録して殊に初版也

一金襴集　私札　一帖
糊れ并に
時流抜粋　初版　七十部

種を拾い　初版　信仰いまだ遠し
と雖も稿本とするを得ず
又云く七十数種やり　南都の書殊
に多くきを大和道の人の著集し
たるものなり　時日将来重ねて
為の一地　主

一寸板唐紙　七帖

四尺四寸二百枚高麗義雄の摸刊
に係る　北の唐紙を用ゆ
えもと堺の南宗寺に三十枚
あるしるものの後に寸板唐紙主信人
百将軍に帰し　文信法方に教信

なる事なるもの二十数枚こゝ
ず、北の摸本も拙めもとを模うた
きものとす

○十月廿日 帝大の史料陳列を見る

遺像の内

浅井長政夫人（京極山城の娘）養珠
淀夫人（伊達政宗の姪義姫）伊達 金剛丸
人（伊達 邦宗伯）
北政夫人の図像を見る 注意を惹く
八女の姫 方々あり 或る膝を立て
或る一脚を投出し 天正頃の生

活ぶりなり、長政夫人を淀君の母なり
なる説 美人 心地悪しく 注意すべし 金
村夫人 歌と金襴の錦を載せ
なる皇后陛下の歌錦と同様の
ものゝ 傷上の汚れ 顕、考ふべし

制札

いろく 海外の内 天保四年の鷹札
陳るおもちろくこゝ 形を
此ものも 鶴やすこ入るべき小
さるもの

傷の事跡

名僧 親鸞 道元 蓮 の真筆々

各地長崎に流れこ文芸の府となし明代
と共人の日記紙にしるしくめと完
ふ、親書自筆の往生安集の箱ハ
下伯耆博稱名寺の什、上山狀の筆
段と特教の高こと あれ誠と同一地
之の由三箱出品共内ち生の金戒
勝れ美なる 日蓮の玉筆を法華
侯の義に係る米を贈なるものと認む
の経文を俗のごとく簡略の家
に味ふ

豊臣秀吉

多く自筆の狀を海到あるを
自筆之狀中表深之德の石
前に係る之狀なり、こんを正室なる
淀君懐姫の書を報じたるこ
この頃の間なり 懐姫を呼びて正
室に遠慮しと云んを思を非セ
ずとあるなり、北地時
の妹和俗未親のなり も報じあ
り紀前 名護屋より易しなる
ものの地

徳川家康

家康自筆狀十数通 海到あり 内
四通 祖父 母 父 母 年寄 の書

取扱ひ所ある如き事を考へ
て所謂此人の細心を思ふべき數遠江
大道（後藤氏）の如きものあり、深性を前後し
と疑するものあり、家康家康と異なることを見る
見しかの家康と異なることを見る
べし

此の雪舟畫すること不益田宗兵衛（男爵益田鈍翁）
（後藤朝日義經自筆解題）高野山住僧等
解（高野山年譜）後奈良天皇宸筆
（元亨釋書の考）納めたるものなる末尾
上頭に關白を以て此若狭守列
とあるも（大石良雄書）此年二三月
記臨を脱せしことを雪
の五月頃　此の大膳亮（利の者五四の宮）
油を売り、岩倉公三百餘（伊達）家臣
宣義は義家次の名和長年　枚堂（助
大村益次郎　山形有朋等関
義年の資料を得たり
岩倉公の面影に接したるもの
多し　黄成なる等も其人なり
さんは所謂　雪舟の
雪舟の特徴　公の玉岡の面影の
似たり　かうすると切て見
る　義長の箱　あることを知れ

り、大隈参議と談ずべきを略し大隈三
木と書けるもあり
西南の役の初め兵を率ひ
通こ刺客二十人或は浮浪人の
貴官を刺さんとせしもあり
けんとも清国公使
江東（大久保のこと）今日まで無事
こ隠り果略
しこれ有るべき清国
又朝鮮事件
接の海の
朝鮮一件

仙しとて大根侯に人撰を要望
し居る由なれども、六一百石の人
米（郡武備士）を撰ひ出して云々せる
あり、久米氏を仙台藩士
台氏也なれども略推せらる
三月書の日記に明日貴君の行幸
藩親臨あるべし、自分も参る
すべきを生けるる一百あり、大根侯の
雑子持新発足上洛
脇ろうしこと也状なるべうも
○山形の書状十五日程あり、七頃の山形
の出体を略年のことき異なるべ

一荘の風物なり今年別人の手を以て
のるのみき親のうち一面紙半の掛絵
なることを報じ来りたるものあり、其内に
自分前年の紀行満洲の風景を立事なる異
めの節と満洲の風景を勤
なるべし と云ふ事なり
お茶の舞 ○浴をすれば
山形の書状を出すことを報じ来りたるあり
りしや ○後藤の書面荒千一百の内を外人
チフスケが政府と帝室の徴章
を出すべしとの議論一紙あり

北の人の云ふ所によれば西洋諸国王室に於
く徽章あるごとく諸国家の徽
章を用ゆることなく寒暑しかる日本
も蕃世一系の皇室世界に於て絶
つらつらしく其の徽章を早く定め
て北の世界に現出する皇室の尊嚴
を永く保つの方法としては或る
日の丸の中に菊をかく或る別に
三種の神器を表章とするこの外なし
くて最もよろしきを以て
思おもしろい
一 洋西文をもつの一部の公文書に於ること

[illegible]神器[illegible]
てあるとあり例の異状を[illegible]除
動しに時の呼出状にあるか南の
陽山寺を飾る大臣家の掛るものの
ものも無つたことも聞うもあるが確
証を[illegible]なしことはあるとなるお
あるへ
一 洋三位(宣嘉)の主前中又條約改正
に関する重要の問あり、そもそも三条
[illegible]に[illegible]大限と勢
[illegible]決判主任
大限なること勿論なるも他と三四の深

後を要することを云ひてゐる。毎日岩倉
等の外国へ出かけの前の準備行動の
と思はれる。地図作成の為北の重大の任
務、閣侯の為めに代理を持ち
たつたこと、此地に於ても夜八ハ
名和後の出牧唯一の府北
人と金子の御用を勤めて府を城内府
を置いた時、その長官として来り自分
の方に年も其の左右に侍し藩主高張
と等外に絶命もあるのに洗濯
し、此地に秋少の見を大閣侯を訪ひさ
れたと見え先の謝し仕居る
が貴侯として、四家の中
と親を引紙を意思を呈するとあり
と其の出面を敬して見る可き事、自分
未だ自分の最早泊不を知らず此機
迫り来りて藩後、新く藩
の出牧と思ハる、北人外游中殺
ちと少くの見たる其の詳の有る
ことを知る能ハず、大閣侯の迎を
分して訪ひし居る実を以て天
高的赤南の重きを新任に与へ
や使ひと迎へ、名和を出ち人也

大隈家に関する系図を一覧するに元和以降
[illegible]侯に列して終る
[illegible]首部[illegible]
菅原家系 大隈彦次郎
とあり、元の元和頃の人なり即ち大隈
家の祖也
大隈重信侯の父の項に初録する
左の如し

信保 典一右衛門 初能之允
嘉永三年六月廿九日死

室 三井子
杉本牧太次郎
の次三十八年一月一〇死

女子 早世

僧雲端 河上宝牧院 弟子
今山貝福寺住職

女子
本岩次郎方の室

女子 妙子 初友
相良安延室

女子　志那子
中島弥次平室

重信　八太郎
大正十一年一月十日死

克敏　恒一郎　後欽次郎
同妻　忠兵衛　克壽　春子
明治十年六月二十日死

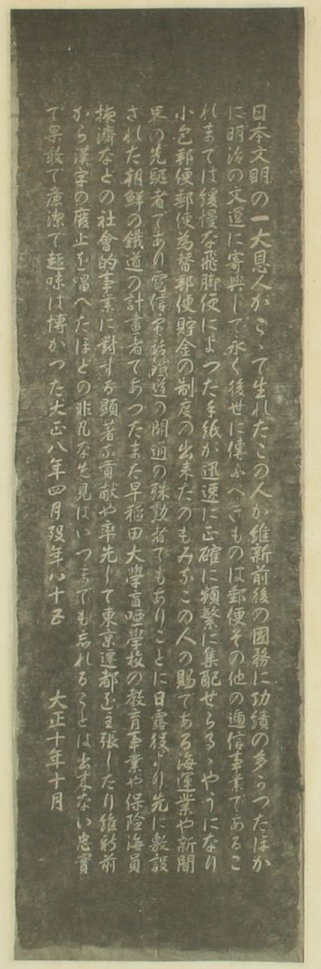

此年志をもて骨を折り等生誕碑未定
の刻文拓本漸く出来ぬれば陰幕の折
前島翁の略歴を紀められんとし其の首部
に入りしため印刷に附せしむるの如し
頗る大碑なれとも縮小のため文字鮮
明を闕き遺憾也

○南京来朝を偸み山々四年万に蒐集
し等法帖并に書画に関係ある図書を数従
し識てる目録を製しけれは大略総数二
る五十種なり此内約四百部を日本法帖に
特に邦人の法帖を集めしかに此数なるも多
し支那法帖并に書法之巻参考書をも包含

して約万五十種、外に墓誌拓本一通碑
約四十種あり　五月十一日録
○五月十一日神田に散策して若干の図書
を購ひ左に一二を録す
一観音現身図像　一冊
僧覚成の図する所各像の名を録するもの
八尾代々賀茂へ、松平定信の浅草寺徳
十八歳に仏像を図して此の冊子を補
遺とされし今称歎のもの
一浄土仏祖図録
寛保元年出版各図に高僧の説ある
并に四條あり前一帖とせに架中に置く

べし

一 西本東都紙 三冊 ページの不揃ひ 狂歌を有きたる者

北斎画する木彫色刷 浮世絵界の一路也、もと狂歌の挿絵なれども無彩色にして上版なるもの也、高橋絵の在るとなる色のようなし 終に終に 粗略をいとう彩色を施し 絵の如き三冊にして 領布するなり

一 雲夜文藝雑誌 別三十種

一 朝鮮 司法院 満蒙調査部 比二色刷に 前年京都大学の教授 出版したるもの 雑劇と文版を上海に於て 寄

刻せしめたるもの 極めて粗雑なる 朱を墨に化したる 排印なるもの 版を証する也

司法院 満蒙調査部 の板木 京都大学の教授 朝鮮と 有する 若干 の 日清蒙古の 片影 窺ひ知るべきあるべしとの 新村博士の 出版せしもの也 表紙一冊 附かしもの、 亦 満蒙 関係の一路 とするも 遠き、朝鮮のウン文 に 日本文を 落くなる 数頁 殊に 興味を 覚ゆ

北斎こ 廣重 作集 五十三次 寸本三冊を 縛

如何不審なる事也 作者不詳なるものとなすなり 然れども、世の初めに常宣院本一種を見る 用明本義 本義 高義 八冊 正宗 高義 考こゝにしるす書 又流布 板めしなるを
うかゝ人多く知らず、 常宣院本なることを知らざるゆえ 偽と為す 又の
実を未歴を 四度のこ 置けば 格別 ゆえ
きなるべし、仍て 嬉しなり
翌書 御所と 数 東洋 [illegible] 二色を 得たり
一能之図式（五番 高砂 楽 秘曲）
右六巻合本一冊 正徳五年刊

其書 [illegible] 価 [illegible] 不 [illegible]（九冊）謡曲
面白 [illegible] 価 [illegible] 立 優
るものあり

一 概洞遺集 六冊
らの著山つ人三浦概洞の本 [illegible]
也、名 斯の如く [illegible] 徒 者
[illegible]、本 [illegible] 溺 [illegible]
也 初二 [illegible] 六冊 [illegible]

又 [illegible] 一二色 [illegible]

一 板帆 [illegible] 一冊
偽 の年 [illegible] 謡 [illegible]
[illegible] 板帆 [illegible] 偽の

補編（地名）

一 後吾所好　一冊

明治四十四年 林義樹 春杉一郎 三村崇 清葉が古路吉を解説し
終末かくて出版せしものこの一冊
の珍書目録の見るを得べし

一 老子全解　二冊

太田藪の著也 蔵書本なるべし 補遺也

一 食用菌便　横本 六冊

京亨刊本也 七巻揃し

五月十三日記

○前の法四目録を以て書
史第一本紀部類の目録を作る史第二
史の条々とすべきもの約百十部 本紀部
類に属せしを併せて約百四十部とす（五月廿四）

廣義に云へハ法家本複数本も書史の条
考ずべきものこれを加へ部門を立
て目録を作らんとせしなれども書史条々
ひもも指しのかくず

今又元和活字本を得たり

一 和名類聚抄　十冊

是れ那波道圓が文和三年刊する所也
其書に羅山の序文道圓の例言等

此也もと伊勢の林崎文庫のものなりしことを
世中に流布せるなり　芸木の興平の
手入本なり　豊尾に漢文の考證あり
道因の刊するものに本朝文粋の
式文集あり　法家の形式慶長型なり
駁雑大なりと言し住也　價七百五十
用也

又慶長法家本
一延寿撰要
を得たり　曲直瀬道三の撰なり　豊尾
漢文の跋あり　系歴叡覧とあり　慶長
巳亥立夏と記す　道三に養生
七冊

を記す書一なりしも是も刊行するものの最も貴重也
再び和名類聚抄に就て云へ　豊尾芸木
田興平の跋を特録すべし　林崎文庫本と
校合し、その出入を言へ
一案四巻とせしを誤し、又林崎文庫本の
出入を併契沖とするも往々誤謬あり
恐らく契沖のあらざるべし　とい興平の跋
也北出の都立を大神宮権禰宜従五位
上とあり天保八年二月と跋す、芸木
田久志の子孫なり　芸木いとまなし
又云く和名抄に詳略二出あり　此也　詳本を慶

とす也之の弥重ねてこれ
を校舎の後名物と為す四ことを切す

五月十四日識す

○五月十日　町田忠治　安浦港入　武市時義と大
隈邸に会す、報知社新築落成式えんとう
式の日、紀念と大隈家に花を出の義
干を選び、数日前に報ずる筈なり、
紀元とするの義なり、安浦町の人
選挙を一位す、約五十家なる由
と云味なるものを本月末迄選挙の完
也、そのことを入り出田に入り出前や

報に無味なるものとなり出し
し時を補ひ、町田氏も来て人
福原前の出前を
立番目を豊産の為
の無心状
文意こうり
井上に報入なんと、採用
参し大隈に報入
間也例の福原
うき地産を陸列
商船学校に保護金
国士を出る学校を保護
西村筋こうく立番
と就き、無味なるものとなり出し
と就き、
こうり利する時の大義
採用完来
約五尺許の長
繋とおもし
船乗を出
就き、靴を

人と靴と瓢ぬきと云ふを見る、丸もやうに抵当
を出すと云ふことなるべし マンサラ不償還の
保護金をとふのが無いらしく見へる
辭令とす等のこと花を生させてやる
一読すべてこんなもの維新四年この際まして此式
回を改めたる辞令（この式角）のあるのは之の費
京朝臣金作とありて、朝臣の二字を合字
にしてある、天皇御璽と上頭に捺してあ
る。此裏の中には井上安子の辞令も一通
混つてゐた。自分は深山治時代井上が内務の時
置てあつたものであらう、とんだ気のする井上が作
消の新聞を一旦あつめし以下都合てゐる

篤の如く判すなるべしとあるが、井上の仮名の
折紙なるを称したることを初夏としてある、
此の三枚を経て未亡人から茶掛に家屋に附帯し
て寄附さるべき茶室備品の目録を内示されし
十一行界紙に六七枚も書き列ねたもので、[illegible]
の数にある。玄関口の大二重像を始め入口の大鋼
像、卿との支那椅子やや高めの二重棚や鍬や
椅子テーブルまでもある、仏の屏風
と云ふ塩梅で一トロに云へは光悦在世の像の光
景を呈する式の備品までもつて居る引渡さ
れ、執向と見て掌けれ、此目見つを収まるまで 続
その古き端竹茶人をさへ唸えた、住書数

の内言を成るべく他にやり度るのであるから、侯爵
家をも傷く様のことの無い様にする皆者の考え
は行長侯爵のみと[illegible]様にする
さて行長侯爵に異存の無い様の其心さえとと
が保し果して新長侯爵に此日と中のものに
吧を偏することのないことの無きやを問糺び
ある、幸い当侯邸の表御後三人共揃の
揃ふこと、別室に金[illegible]自分共も同席して
様に御安心を願ひたいと雅者いろいろ絡まる
新侯爵のこと異論の起つたこと某々の勘考を
除かねばならぬと困る、宜敷初めの除
くべきものを除くべきこと、市一北田

和を之の様に交渉の行長侯爵に示さの其の意
を得て其ものと三様御後に注意を無く
此、実を一旦一番二番の場の書地を宮様に渡る
とのことの後は其体を戻しるその上は
二つの如十様も新侯爵の無体の中出すも戻す
のこと迄を得さることなるべく、行ることも得ず
もの宮の様ともの迷惑のるべく、金も注意
をし出北のとの未亡人と行侯との問柄の解る
用場を欠いて みるから、新侯、こう其々の様を
渡ることを和田意とのもの、宮様とのを
内々是迄する御[illegible]つまり未亡人
と新侯との間の交渉[illegible]かそう

るとの衝突を生ずることを眼前に見るが如ひ為めに
お孫様のお一人の義味ひあるに
因り為すに一人の孫様の体を分の様の維新を
分ち於て不條理なる破約をする理
の由なきを議ることを已むを得ぬ後
来約ることの理なきを知ぬ故に才二の学生と
此を先方に渡し張を得て早く必要の
あるとの理由を以て学生の来
を止ることなるに其の為めに
ものなるべきを加除訂正させ
大隈家のお孫様方にも堀様しとの武
市様をも宮内地図に色別をした

議をさせ、他の学校に対しても
并に地方の教育者に他の学校
得べきを劃し、その地図を以て説解
を得る方の稽古をなすこと、どちらも学校
学生のことなるに
側の異議を無の

五月十七日

○五月十七日 帝大病院内科…入院中
の坂口五郎を訪て五郎別に異状なし
福田の診定をなす 時に脳に故障なし但し
断して癲狂なるとの五郎日…と…
駄る。何を読みてあるやと問へば大綱を
と云て示さる、故に分らぬ所を教へる

今の「寒」の字を抜け出る六朱也の今年の歌の典故を載せるなり、左氏に今年の信の地とあるより、此日歌日の今年の二字に添うきうしもあるが、実を今年の点左傳に記し神のそれとこと云の無つとに、第文ち左の如くにて、そうく意味う深い

2
東宮田製

○家藏の目録漸々多く従来の目録乱雑なる
検索に便なるを以て目録を作り、五部門に先つ成る者を類目録と名づけ
確を得ず、尚脱漏を免れざるも五
部門目録の数略左記の如し、未だ数
字を注せざるもの追々修めんとする目分類
也但し寸珍本を別に目録を今次作る
を要せざる也

五月十二日記

一 法書 書学 并叅考也 金石 四〇〇
一 書史 書目 法帖 并叅考也 一四〇
一 本草 茶也 一四〇
一 画 二五〇
一 彩色 一二〇
一 印譜 二五〇
一 地誌 紀行 地図 二〇〇
一 経子 八〇
一 史傳 一五〇
一 詩 詩話 詩句 俳句 類也 四〇〇
一 複製本 一一〇
一 文 一〇〇
一 寸珍本 一一〇〇
一 拓 碑 三〇
一 絵 画 一五〇

一 字書 語類 一二〇
一 閑談 一〇〇
一 和文 和歌 狂歌 二〇〇
一 [redacted] 北藝 一〇〇
一 [redacted] 傳 一五〇

分類図書目の形式に拘らず無心狂歌
○作人名は必ず名字を書すれば後世の為
り余文字を書すれば尾と云へる人数書付板尾
こと通し実を以精確の意也
○著書に載る余くの分は○印を付す、下
も同じ○は出版の意、洋書家
従てカンバンを掛く山下に掛居るもの

あり、併し今現在は一と旅次、今現在は今まで
は無もつうずるから洋書家をあるこ
の別義なを著書の義根と呼び此義
ことを比較に列り可申候此義の
は異なる推ることもあれば此れその一に入る
人数
○校友関係雅住宅と家族の記者として
一日余を訪ひ来る、考古に渉りとなるを記臨し
て後と書を紹ちしとなる能話の記事を
物もやを指すれば余の談話あり、所
あるとと思へばまづ話すべきもの
に

四十年前高田新聞の創始時代に於ける世態人情と私の生活（上）

来高せる市島謙吉氏談

明治十五六年の頃、民権の自由が各地に提唱されて全国の内でも新潟県が殆んど政治家の発生地であるが如き観を呈した折、本紙が其の世論に刺激され当時の先覚者によつて創刊された頃、主筆として其の今日ある自由の[illegible]である市島謙吉氏は[illegible]本紙四十週年記念[illegible]の祝賀[illegible]

[illegible]

左記は[illegible]記念談を試みられたが、[illegible]の間に於ける記者の記憶の一端を記したもので[illegible]（一記者）

高田新聞に居て高田の懐話

[illegible]

高田新聞紙の[illegible]書い

[illegible]

[illegible]吉川[illegible]二松(東京朝日)[illegible]

[illegible]は別天地であるから勿論はいらぬ人ば知るまいが監獄の行形亭に行くと常に[illegible]したものであつたが今[illegible]は高田新聞の四十週年記念を控えて特に心を惹かれて[illegible]たるものがあつたのである。[illegible]当時の政治を論じた新聞の[illegible]が[illegible]行形亭の[illegible]にあつたからである。[illegible]して入獄した監獄、その[illegible]と別天地との[illegible]であつた。入獄したが

筆よりは外に重き物を持た[illegible]

[illegible]

苛酷な甚しき労役に服せし

[illegible]

日本女子大學の校長だつた

[illegible]

四十年前高田新聞の創始時代に於ける

世態人情と私の生活

來高せる市島謙吉氏談（下）

移された長野の監獄では私共は極めて優遇せられたものであつた。長野には其頃大野誠と云ふ越後出身の先輩である官吏が居り越後系の官吏が多勢居たので頗る好都合であり且つ聞けば自分の親戚廻はりの者も居るので頗る待遇がよろしかつた、新潟監獄に於ける苦役が恐らく日本全國中の新聞記者にして入監中に受けたことあるまいと思ふ夫に反して恐らく私共ほど長野

監獄で優遇を受けたものは

先づ全國の新聞記者中には、今日までの間に未曾有であると信ずる、由來監獄では共犯者は同室には置かぬものであつたが、竹村君とも同室させ見る事も出來ない菓子箱を差入れて呉れたり又火事のあつた時には見舞に來て呉れ、君と呼びサンと稱して敬つて呉れた、又或時は其の官舎に泊ることが出來た、編輯局の人の投げ込んで呉れた金と持參のものを合はすと廿圓ばかりもある

行けば費途が無いあつても

使へないと云ふので、旅宿で旺に縺ゆる御馳走を取寄て頻に天下國家を論じたが、悉くの金は費し得ない。（速かに當時監視の警官はどうしても御馳走にはあづからなかつた）兎も角も其金を持つて新潟に入監した、其後それを知つて盛んに假入れ何處を迫る囚人があつたので、若し發覺しても決して其の出所を云はぬと云ふ固い約束の下に其のものに與へたが果然發覺した、處が其の男が頗る純妙で、其頃獄内に於て極刑とせられる人殺の罪者に遭つても決して其の出所に口を開かなかつたのは感心であるが、其の男か否かまだ其の入監中竹村良貞君の宅に赴き

感心して教へかけると彼の分賊博打が澤山入監して居たが、上田の富五郎と云ふ（皆ては大盤さん護衛の爲めフロックコートを着て越後へも來ことのある男）の私に漢文を教て呉れと云ふ、ドノ位まで讀めるかと云ふと『古文眞寶』が讀ると云

獄中で竹村君に金十七圓と

なにがしを用立てたと申し入れたので、竹村君の母堂はシッカリした人だつたので謝恩の言葉と共に之れを返濟したなどの挿話も讀る。書簡交々、四十年と云へば短日月の樣であるが、今日から考へて見ると誠に夢の如きものがある。

（立四・遇年を迎えた高田新聞の其の當時の世態人情は實に斯樣なものである。）

掘いて實は高田新聞を讀んで見ると君の監獄制度の事を論じたものが目に留まつて居るが實際君の所論に感服した素より當事者も此の事に就ては研究して居るが更に一層

監獄制を研究したいからと

云ふことで、出獄の時に十册ばかりの改革意見を書き認して置いて來た、夫は私の書いたものを竹村君が淨書して呉れたものであつた。又或時は監獄に關係のある寫眞師が來て英語を教て呉るやうに云つたので暗室に出入して仕事の手傳いと云ふ名目で英語も教へ、時としては寫眞用に充てるアルコールをも飲んだものである、私は幸いに酩酊には出なかつたが、呉もすると竹村君が微紅を醸して監室へ歸つて來ものであつた。斯くして自分が寫眞術に堪能であると思はれたのか長野縣の役人が寫眞術の先生に傭はうと申込んで來りした。更再するうちに新年になつたが、三ケ日間は

監獄も休暇となり其間監督の必要上囚人は一室に集合せしめられる、スルト、其の囚人達が好機とばかり此間に芝居や色々な遊戯をやつた監視の警官に懇願して兎に角旅

と云つて暫ひたいと云ふ、其頃六十日目に監内に於ける作業の工賃が拂はれたものであつたが、其内から夫々に謝儀をすると云ひ出して困つた事があつた、出獄する頃、其頃は收得の工賃の内から三錢だけの費途を許してあつたので私の爲めに送別會を開いて呉れたが、當時の物價の安い時三錢宛色々な品物を買つたので樣々の奇觀を呈したものであつた。之れから遡つて今一つ興味ある話をすると、高田から新潟の監獄へ送らるゝ時足疾とか何とかに實を設けて人力車で出發したものであつたが町端づれかなたで

高田新聞社の編輯局の諸君

が先廻りして待つて居て車の中へ乗やらをコツソリと投げ込んで呉れた探つて見ると金が這入つて居る、金はいしが何處へ行つたら使はれやう第一監視して行く警官に見附けられてはと頗る分苦慮した末、持參して居た書籍の脊皮を縫いで其の中にひそめて行李を運んで行つた、長岡からは汽船で一氣に新潟に行くので行けば直ぐに入監するのであるから、一晩だけ旅宿に泊りたいと、連れて行つた監視の警官に懇願して兎に角旅

東京日本橋蠣殻町二丁目十番地　宮田製

東京 西田製

以下全て

白　紙